

【議案 1】

「下関市地域公共交通計画」の一部改訂及び公共交通確保
維持事業に係る計画について

議案（１）「下関市地域公共交通計画」の一部改訂及び公共交通確保維持事業に係る計画について

①「下関市地域公共交通計画」の一部改訂について

路線バスや市生活バスの運行について、国の補助事業を活用するためには、地域公共交通計画に補助対象系統等を位置付けることが必要です（地域公共交通計画と補助制度の連動化）。本市では現在、「地域公共交通計画」を策定したところですが、この計画の一部改訂により対応するものです。

これについては、追補編として作成しており、次の②の「地域公共交通確保維持事業に係る計画」に関連する内容となっております。

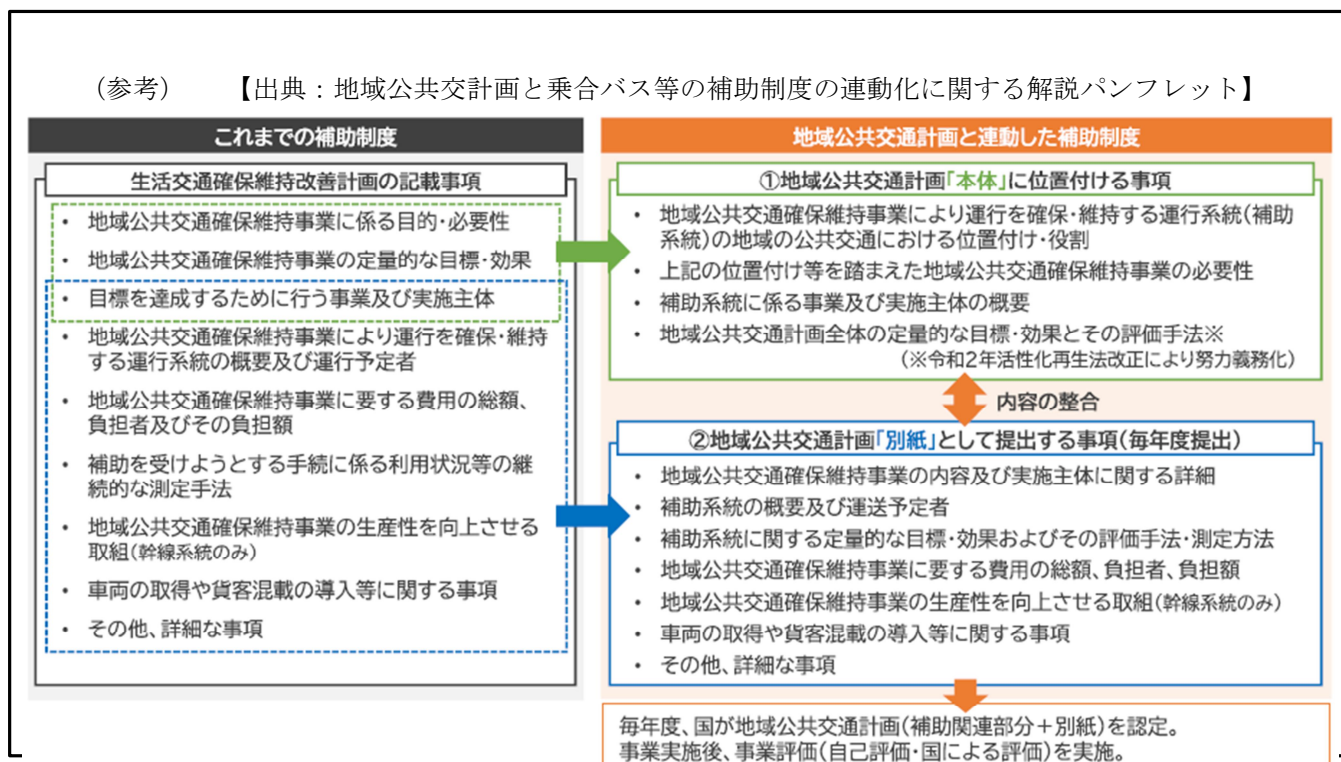
②地域公共交通確保維持事業に係る計画について

国が定める「地域公共交通確保維持事業費補助金交付要綱」に基づく国庫補助金の申請には、当協議会で承認された「地域公共交通確保維持事業に係る計画」について、大臣認定を受ける必要があります。

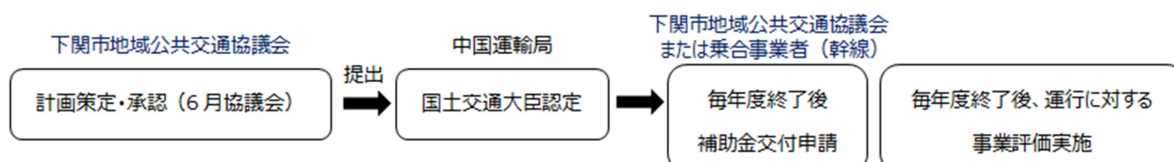
このため、この計画を「地域公共交通計画（別紙）」（案）として、今回、当協議会で承認を求めるものです。

また、補助系統が複数の市町村にまたがっている場合は、関係市町と結果を共有する必要がありますので、関係市町へ情報を共有することについても、合わせて承認を求めるものです。

（参考） 【出典：地域公共交通計画と乗合バス等の補助制度に関する解説パンフレット】



●ご審議いただく計画書



※ 一般的な「年度」の考え方は4月～3月ですが、当補助金事業年度は、10月～9月になります。

※「地域公共交通確保維持事業に係る計画」（地域公共交通計画「別紙」）

【地域間幹線系統】

＊地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統及び運送予定者（国庫補助金の対象となる系統）：サンデン交通 6 系統、ブルーライン交通 2 系統

○サンデン交通：①下関駅～唐戸～川棚温泉

②下関駅～豊洋台 3 丁目～川棚温泉

③下関駅～小月駅・小野田駅～おのだサンパーク

④下関駅～小月駅～大泊

⑤下関駅～下大野～豊田町西市

⑥下関駅～小月駅～美祢駅

○ブルーライン交通：①豊田町西市～美祢青嶺高校～来福台

※地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統（補助系統）
の地域の公共交通における位置付け・役割

「下関市地域公共交通計画 追補編」

（「地域公共交通計画と補助制度の連動化」に伴う一部改訂）

○補助系統の地域の公共交通における位置付け・役割：P 1

○補助系統路線図：P 3

【フィーダー系統】

＊地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統及び運送予定者（国庫補助金の対象となる系統）：下関市生活バス 6 系統

○豊田地域：①空路子線 ②一の俣線 ③今出線 ④一の瀬線

○菊川地域：⑤樅ノ木・保木線 ⑥内日・田部循環線

※地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統（補助系統）
の地域の公共交通における位置付け・役割

「下関市地域公共交通計画 追補編」

（「地域公共交通計画と補助制度の連動化」に伴う一部改訂）

○補助系統の地域の公共交通における位置付け・役割：P 1

○補助系統路線図：P 5

下関市地域公共交通計画 追補編

(「地域公共交通計画と補助制度の連動化」に伴う一部改訂)



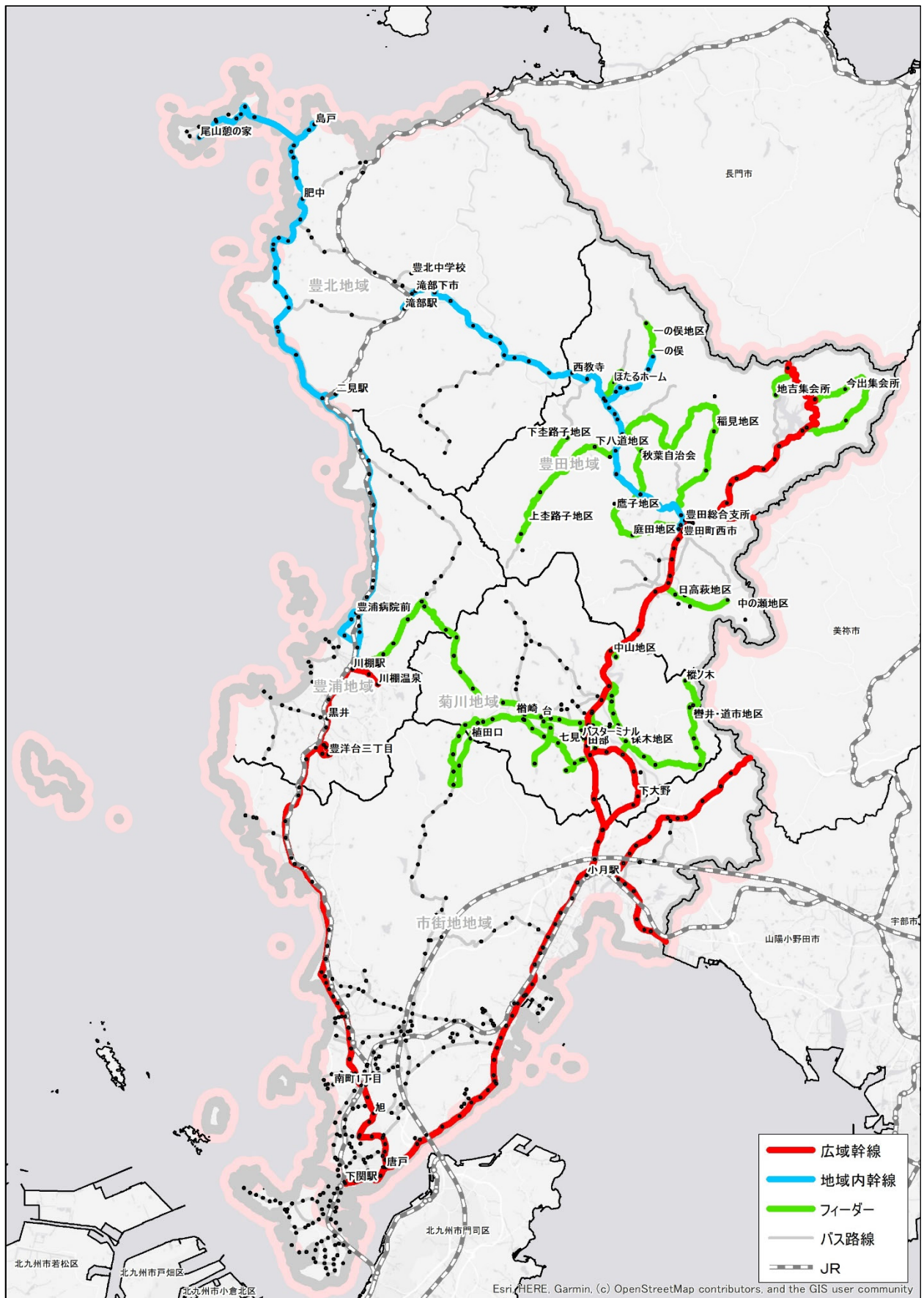
令和7年6月
下関市

1. 補助系統の地域公共交通における位置付け・役割

公共交通の将来像における広域幹線、地域内幹線、地域内フィーダーの位置付け・役割を次のとおり定める。

表 1 補助系統の地域公共交通における位置付け・役割

区分	位置付け・役割	連絡する拠点等	確保・維持策
広域幹線	- 本市の公共交通ネットワークの骨格となる南北方向の軸を形成。 - 本市と周辺市町村を連絡。	- 下関駅 - 小月駅 - 川棚温泉駅 - 豊田町西市 - 周辺市町村	地域公共交通確保維持事業を活用した車両取得及び地域公共交通確保維持事業(幹線補助)を活用し持続可能な運行を目指す
地域内幹線	広域幹線軸に接続し、主に東西方向の軸を形成。	- 小月駅 - 川棚温泉駅 - 豊田町西市 - 滝部駅	
地域内フィーダー	周辺住宅地と幹線軸を結ぶ支線。	- 岡枝 - 菊川バスターミナル - 川棚温泉駅 - 豊田町西市	地域公共交通確保維持事業(フィーダー補助)を活用し持続可能な運行を目指す



資料：下関市資料、下関市生活バス HP、下関市都市計画基礎調査結果（令和4年度）をもとに作成

図 1 補助系統の運行路線図



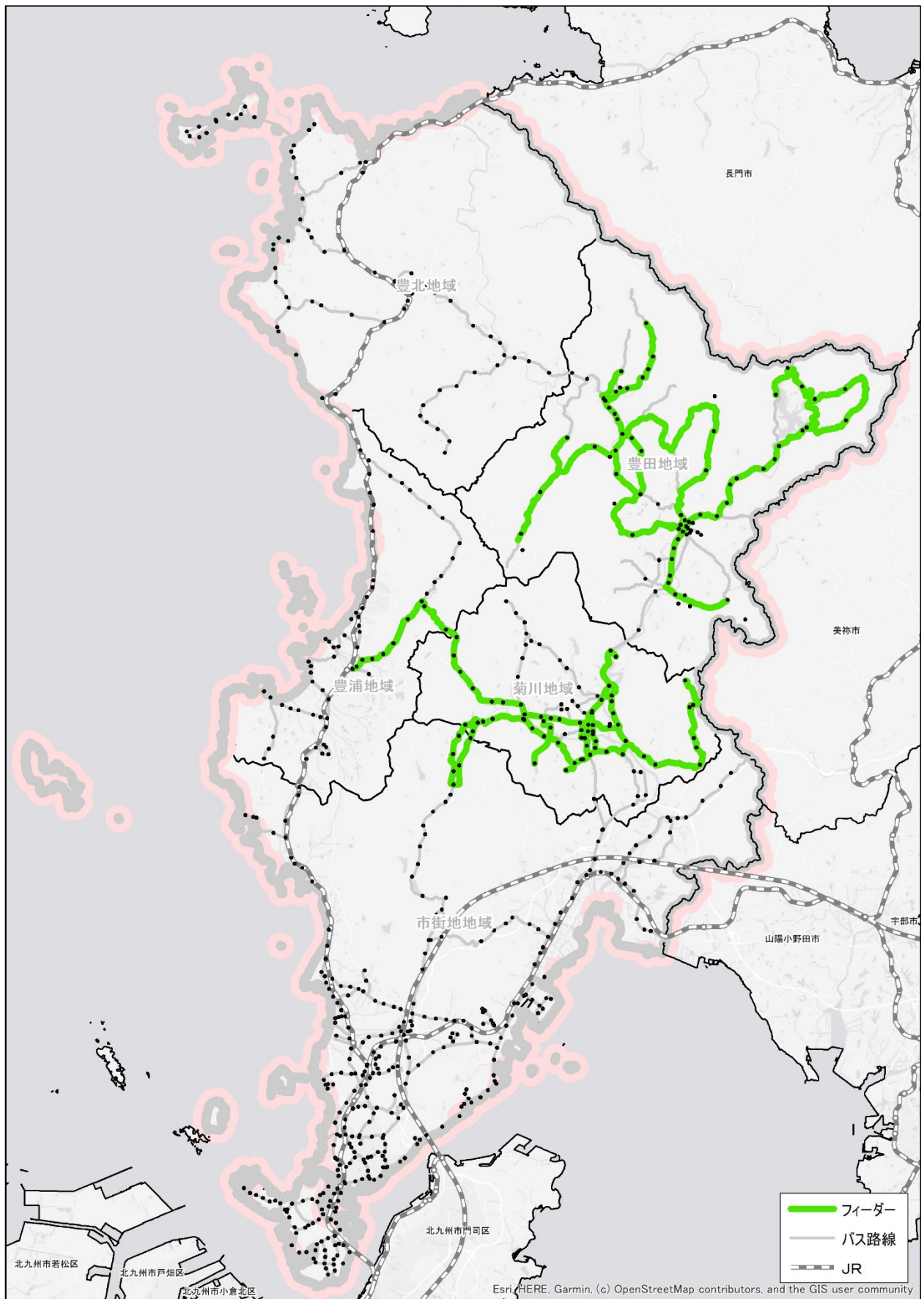
資料：下関市資料、下関市生活バス HP、下関市都市計画基礎調査結果(令和4年度)をもとに作成

図 2 補助系統の運行路線図(広域幹線)



資料：下関市資料、下関市生活バス HP、下関市都市計画基礎調査結果（令和4年度）をもとに作成

図3 補助系統の運行路線図（地域内幹線）



資料：下関市資料、下関市生活バス HP、下関市都市計画基礎調査結果（令和4年度）をもとに作成

図 4 補助系統の運行路線図（地域内フィーダー）

2. 補助系統の必要性

<広域幹線>

- 本市の公共交通ネットワークの骨格となる南北方向の軸を形成している。
- 都市拠点（下関中心部）と地域拠点（菊川、豊田、豊浦）、周辺市町村（山陽小野田市、美祢市、長門市等）を連絡し、通勤通学、買物、通院等の日常生活行動だけではなく、観光、ビジネス等、多様な目的での移動を担う。
- 一方で、事業者や自治体の運営努力だけでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する必要がある。

<地域内幹線>

- 広域幹線に接続し、本市の公共交通ネットワークの骨格となる主に東西方向の軸を形成している。
- 本市の地域拠点（豊田、豊浦、豊北）間を連絡する日常生活行動の移動を担っており、広域幹線を補完する欠かせない路線である。
- 一方で、事業者や自治体の運営努力だけでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する必要がある。

<地域内フィーダー>

- 本市の地域拠点（菊川、豊田、豊浦）を中心として、周辺住宅地と広域幹線、地域内幹線を結び支線として、日常生活行動の移動を担っている。
- 一方で、自治体の運営努力だけでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する必要がある。

3. 補助系統の運行路線

補助系統の運行路線一覧を以下に示す。

表 2 補助系統の運行路線一覧

位置づけ	起点	経過地	終点	運行会社	
広域幹線	下関駅	唐戸	川棚温泉	サンデン交通	
		豊洋台3丁目			
		小月駅・小野田駅	おのだサンパーク		
		小月駅	大泊		
		下大野	豊田町西市		
		小月駅	美祢駅		
	豊田町西市	美祢青嶺高校	来福台	ブルーライン交通	
地域内幹線	小月駅	小野田駅	おのだサンパーク	サンデン交通	
	豊田町西市	下大野	小月駅		
	下関駅	小月駅	俵山温泉		
	小月駅	豊田町西市	大泊		
	小月駅	田部バイパス	豊田町西市		
	川棚温泉	二見駅・道の駅	肥中	ブルーライン交通	
		豊浦病院	肥中・島戸		
		豊田町西市	西教寺		滝部駅
		滝部駅	病院・ホーム・一の俣		豊田町西市
フィーダー	豊田総合支所	下全路子・下八道・鷹子・庭田	上全路子	下関市 (生活バス)	
		一ノ俣・上浮石・秋葉・稲見	佐野		
		今出・台	地吉		
		日高萩	中の瀬		
	菊川バスターミナル	中山・保木・轡井	樅ノ木		菊川バスターミナル
		吉賀・檜崎・日新・植田・内日下			
		吉賀・日新・内日下			
		七見・上田部・檜崎・日新・内日下			
		吉賀・檜崎・久野			

様式第 1－1（日本産業規格 A 列 4 番）

下 地 協 第 2 1 号
令和 7 年 6 月 2 6 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 下関市地域公共交通協議会
住 所 下関市南部町 1 番 1 号
代 表 者 氏 名 会 長 杉 浦 勝 章

地域公共交通計画認定申請書

地域公共交通計画のうち、地域公共交通確保維持事業に係る計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、記載すべき事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

令和7年6月26日

(名称) 下関市地域公共交通協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

下関市内の乗合バスの輸送実績は、少子化や過疎化の進行等により、利用者の減少傾向が続いている。バス利用者の減少により、事業者の経営状況が悪化し、赤字路線の廃止や運行回数の減少等利用者サービスの低下を招き、それがまたバスの利用者離れとなる悪循環が生じている。

さらに、こうした中、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、令和2年以降、乗合バスの輸送人員が大きく減少しており、乗合バス事業者においては、極めて厳しい経営環境に直面する中、事業の継続に向けた取組が課題となっている。

学生、高齢者や障害者などのマイカーを持たない、あるいは、利用することができない人々にとっては、通勤、通学、買い物や通院などの社会生活をおくるにあたり、安全・安心・快適な交通手段の確保・維持は極めて重要である。また、近年は過疎地域に加え、都市圏郊外においても急速に高齢化が進む中、地域の公共交通であるバス系統を維持・確保していくことが必要である。

今回、当該計画において認定申請する幹線系統は、本市の公共交通ネットワークの骨格となるものであり、日常生活行動だけでなく、観光、ビジネス等、多様な目的を担っている。

今後も、住民が安心して社会生活をおくり、積極的に社会参加でき、活力ある地域へとつながるよう、広域的、幹線的、地域的、支線的なバス系統の確保・維持に引き続き努めることとする。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

- ・ 現在の生活交通路線を将来にわたって確保するためには、路線維持に係るコスト削減が最重要課題と認識している。そのためには、バス利用者の要望を再認識し、真に必要な運行系統であるかの検討を行い、地域住民のニーズにあった効率よい運行ダイヤを作成する必要がある。
- ・ 関係市町と協力し、住民意見や利用者のニーズを考慮して運営コストの削減に努めるとともに、利用促進面では、バスロケーションシステム、デジタルサイネージ、全国相互利用可能なＩＣカードシステム、学生フリー定期、ロングライフパス、一般フリー定期の利用促進に努める。また、乗車券電子決済の導入など、バス利用者の増加に少しでも結び付くよう積極的に取り組んでいく。
- ・ サンデン交通においてはＩＣカード「ニモカ」を導入済みであり、周知の徹底を図り、業務効率化に努める。
- ・ 路線バスの収支率について、系統の再編等を実施し、全体として経常収支の１％改善を目指す。
- ・ 地域公共交通の年間利用者数について、幹線補助系統は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金を活用し、令和８年度事業期間中の利用促進を図ることで、交通計画の最終目標値（Ｒ１１年度）に向けても、Ｒ５年度の年間利用者数 24,245 千人と同程度を目指す。
- ・ 市の財政負担額について、幹線補助系統は地域公共交通確保維持改善事業費補助金を活用することで、利用促進を図り、利用者数の維持を目指すとともに、公的負担も現状維持を目指す。

(下関市地域公共交通計画 第５章５－２参照)

(2) 事業の効果

地域間幹線バス系統を維持することにより、地域で生活する移動制約者の生活に必要な交通手段が確保される。

また、広域的・幹線的系統と地域的・支線的系統の有機的な連携により、効率的な地域交通網が形成され、住民の社会参加促進や地域活性化にもつながる。

定量的な事業目標を導入することにより、バス利用者の増加と効率的な運行を促進し、地域のサービス水準を維持・向上することが期待できる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・全国相互利用可能なＩＣカードシステムの利用促進、標準的なバス情報フォーマットによる情報提供および周知の徹底（各バス事業者）
- ・フリー定期券の周知、ＰＲ、スマホ定期券の導入（各バス事業者）
- ・適切なダイヤ、運行ルートを検討、利便性を向上させた路線再編の周知、ＰＲ（各バス事業者）
- ・こども 50 円バスの実施（各バス事業者）
- ・鉄道・路線バス等の総合時刻表の作成・配布（各市町、各バス事業者、関係事業者）
- ・公共交通協議会等による利用者意見の把握・反映（各市町、各バス事業者、関係事業者、関係機関、地域住民）

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

表 1 のとおり。（該当系統を色づけ）

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

表 2 のとおり（該当系統を色づけ）

6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法

- ・利用者数や収支について、数値指標によるモニタリング・評価を実施
- ・利用者アンケート、住民ヒアリング等。

7. 別表 1 の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要

【地域間幹線系統のみ】

該当なし

8. 別表 1 の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

【地域間幹線系統のみ】

表 4 のとおり（該当系統を色づけ）

9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項

【地域間幹線系統のみ】

別添「生産性向上の取組検討シート」（別添 1－1・別添 1－2）のとおり（該当箇所を色づけ）

10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
該当なし
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(サンデン交通) - 令和7年3月31日現在、ノンステップバス185台、乗合バス車両の総車両台数185台でノンステップ車両率100.0%を達成した。 - しかしながら、車齢20年以上の車両が56台、15年～19年が60台であり、運用面において、老朽車両は故障の発生が多く、またその代替が滞ることによって、使用可能車両の減少による路線廃止や減便が生じる可能性が上がるため、安定した運用維持には不安が残る。 - 住民の日常生活における移動手段の確保及び地域間幹線系統を含めた全体的なバス路線を維持するには、老朽車両の更新が重要であるとともに、あらゆる年齢層の住民に広くバスを利用してもらい利用率を向上させるため、引き続き乗降のしやすいノンステップバスの導入が必要である。
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
(サンデン交通) 老朽車両取替時に、ノンステップ車両を導入することで、ノンステップ車両台数比率を維持する。
(2) 事業の効果
ノンステップ車両台数比率を維持することにより、高齢者、障害者、学生及び幼児にとって、バスの乗降がスムーズになり、自家用車等を利用されていた方々がバス利用へシフトするなど、公共交通機関である乗合バスの利用促進が図られることになる。また、スムーズな乗り降りが可能であることは、車内事故の軽減に寄与するものと思われる。
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
表6、表7を添付。(該当箇所を色づけ)
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画(車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策) 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(1) 事業の目標	
該当なし	
(2) 事業の効果	
該当なし	
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
該当なし	
18. 協議会の開催状況と主な議論	
・ 令和 5 年 3 月 23 日	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく協議会への移行について
・ 令和 5 年 5 月 11 日	下関市地域公共交通協議会規約（案）について 下関市地域公共交通協議会の役員について 下関市地域公共交通協議会事務局規程（案）について 下関市地域公共交通協議会財務規程（案）について 下関市地域公共交通協議会報酬及び費用弁償規程（案）について 令和 5 年度下関市地域公共交通協議会事業計画（案）及び予算（案）について 令和 5 年度下関市地域公共交通計画策定業務の発注について ※同日「下関市地域公共交通協議会」発足
・ 令和 5 年 6 月 30 日	自家用有償旅客運送 登録の更新について 下関市生活バス 地域内フィーダー系統確保維持計画について 令和 4 年度 自家用有償旅客運送の運行実績について 下関市総合交通戦略（下関市地域公共交通網形成計画）の進捗管理について
・ 令和 5 年 8 月 4 日	生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業）案について 下関市生活バスにおける少量貨物有償運送更新許可申請について
・ 令和 5 年 11 月 27 日	下関市地域公共交通計画について 一般乗合旅客自動車運送事業者における路線廃止について
・ 令和 5 年 12 月 25 日	令和 5 年度地域公共交通確保維持改善事業（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金）に関する事業評価について
・ 令和 6 年 2 月 21 日	自家用有償旅客運送の変更登録の申請について 下関市生活バス（豊田地域）における運行管理の体制等の変更について
・ 令和 6 年 5 月 16 日	下関市地域公共交通協議会事務局規程の改正について
・ 令和 6 年 6 月 27 日	下関市地域公共交通網形成計画の一部改訂及び地域公共交通確保維持事業に係る計画について 令和 5 年度 自家用有償旅客運送の運行実績について 下関市総合交通戦略（下関市地域公共交通網形成計画）の進捗管理について 下関市地域公共交通計画策定業務の進捗状況等について
・ 令和 6 年 8 月 27 日	下関市生活バスにおける少量貨物有償運送更新許可申請について
・ 令和 6 年 11 月 11 日	下関市地域公共交通計画素案について
・ 令和 6 年 12 月 24 日	令和 6 年度地域公共交通確保維持改善事業（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金）に関する事業評価について
・ 令和 7 年 1 月 30 日	下関市地域公共交通計画素案について
・ 令和 7 年 3 月 12 日	地域公共交通確保維持事業に係る計画変更について 令和 5 年度下関市地域公共交通計画策定業務の契約の一部変更（予定）について 令和 6 年度下関市地域公共交通協議会事業計画の変更について

- ・ 令和 7 年 5 月 27 日 令和 6 年度下関市地域公共交通協議会事業報告及び決算報告について
令和 7 年度下関市地域公共交通協議会事業計画（案）及び予算（案）について
下関市地域公共交通計画（案）について
令和 7 年度下関市地域公共交通利便増進実施計画検討業務の発注について
- ・ 令和 7 年 6 月 26 日 下関市地域公共交通計画の一部改訂（案）について
令和 6 年度自家有償旅客運送の運行実績について
下関市総合交通戦略（下関市地域公共交通網形成計画）の進捗管理について
下関市地域公共交通利便増進実施計画策定業務について

19. 利用者等の意見の反映状況

下関市においては、地域住民の代表を加えた公共交通整備検討委員会を設置し、平成 30 年 3 月に「下関市総合交通戦略（下関市地域公共交通網形成計画）」を策定した。

また、バス路線の再編においてパブリックコメントを実施し、合わせて過去の利用者意見等もふまえ、令和 2 年 8 月に「下関市地域公共交通再編実施計画」を策定した。

令和 6 年度には、「下関市地域公共交通計画」の原案を作成し、令和 7 年 4 月から 5 月にかけてパブリックコメントや市民との意見交換を行った。この中では、幡生駅のバリアフリー化についての意見や免許返納者に対する施策への意見等があったため、これらを踏まえた計画を作成したところである。

原油価格をはじめとする物価高騰が続く厳しい状況の中で、利用者の減少、運転手不足等に伴う路線バスの廃止・減便の動きは加速している。運行継続のため、「下関市地域公共交通計画」に基づいた施策の実行や運行の見直しに取り組み、利用者の利便性を確保するとともに、生産性向上のための取組結果を検証していくことにより、交通弱者の方々の移動手段として必要な移動手段として必要な運行の維持及び継続を図ることとする。

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）下関市南部町 1－1

（所 属）下関市都市整備部都市計画課

（氏 名）坂田 夕貴

（電 話）0 8 3－2 3 1－1 4 4 1

（e-mail）tskotsut@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域間幹線系統)

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事業 に要する国庫 補助額 (千円)	特 例 措 置
山口県	防長交通(株)	(1) 柳井駅前 ～ 光駅 ～ 徳山駅前	16,821.5千円	
		(2) 防府駅前 ～ 新南陽駅前 ～ 徳山駅前	8,630.0千円	
		(3) 柳井駅前 ～ イオン・平生 ～ 上関	5,951.5千円	
		(4) 大畠駅 ～ 周防久賀 ～ 町立橋病院前	2,096.0千円	
		(5) 大畠駅 ～ 大島商船・大島庁舎前・沖浦 ～ 町立橋病院前	3,600.5千円	
		(6) 徳山駅前 ～ 中央線 ～ 下松駅北口	753.5千円	
		(7) 徳山駅前 ～ 徳山高校前・周南団地 ～ 下松駅北口	1,042.0千円	
		(8) 徳山駅前 ～ 高尾団地・久米温泉口 ～ 下松駅北口	1,807.0千円	
		(9) 徳山駅前 ～ バイパス・記念病院・夢ヶ丘団地 ～ ゆめプラザ熊毛	5,509.5千円	
		(10) 徳山駅前 ～ 新南陽駅・夢求の里 ～ コアプラザかの	5,366.0千円	
		(11) 徳山駅前 ～ 川崎・新南陽駅・イオン・瀬ノ上 ～ 長田海浜公園	2,053.0千円	
		(12) 徳山駅前 ～ 新南陽駅・ソレーネ・湯野 ～ 柚木河内	5,090.5千円	
		(13) 堀 ～ 中山 ～ 防府駅前	3,679.0千円	
		(14) 堀 ～ 和宇 ～ 防府駅前	1,647.5千円	
		(15) スポーツの森前 ～ 西京橋 ～ 新山口駅	310.5千円	
		(16) 宮野温泉 ～ 西京橋 ～ 新山口駅	393.5千円	
		(17) 道の駅仁保の郷 ～ 宮野温泉・西京橋・県庁 ～ 新山口駅	822.0千円	
		(18) 県庁前 ～ 西京橋・新山口駅・長浜 ～ 秋穂荘	4,909.5千円	
		(19) 県庁前 ～ 西京橋・リハビリ・権現堂橋・山手 ～ 新山口駅	3,368.5千円	
		(20) 新山口駅 ～ 大田 ～ 東萩駅前	9,796.0千円	
		(21) 新山口駅 ～ 十文字 ～ 秋芳洞	6,062.0千円	
		(22) 萩商工高校前 ～ 萩センター・東萩駅・越ヶ浜 ～ 奈古駅前	3,880.5千円	
防長交通(株) 計			93,590.0千円	

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域間幹線系統)

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事業 に要する国庫 補助額 (千円)	特 例 措 置
山口県	サンデン交通(株)	(1) 下関駅～唐戸～川棚温泉	12,368.0千円	
		(2) 下関駅～豊洋台3丁目～川棚温泉	11,103.0千円	
		(3) 下関駅～小月駅・小野田駅～おのだサンパーク	12,336.0千円	
		(4) 下関駅～小月駅～大泊	20,924.0千円	
		(5) 下関駅～下大野～豊田町西市	18,469.0千円	
		(6) 下関駅～小月駅～美祿駅	16,777.5千円	
	サンデン交通(株) 計			91,977.0千円
山口県	船木鉄道(株)	(1) 船木 - 労災病院 - サンパーク - 本山岬	3,195.0千円	
		(2) 船木 - 宇部駅 - 宇部市役所	5,711.5千円	
		(3) 厚狭駅 - 労災病院 - サンパーク - 宇部中央	2,954.0千円	
船木鉄道(株) 計			11,860.0千円	
山口県	宇部市交通局	(1) 宇部新川駅 ～ 山口宇部道路 ～ 新山口駅	6,470.5千円	
		(2) 宇部新川駅 ～ 東岐波商業団地前・サンパークあじす ～ 新山口駅	11,050.0千円	
		(3) 宇部新川駅 ～ 今村 ～ サンパークあじす	2,256.5千円	
		(4) 宇部新川駅 ～ 山口宇部医療センター・ミスターマックス宇部店 ～ サンパークあじす	6,884.0千円	
		(5) 小野田営業所 ～ 大学病院前 常盤町二丁目	3,393.0千円	
		(6) 西ヶ丘入口 ～ ゆめタウン宇部 ～ 日赤前	1,954.5千円	
宇部市交通局 計			32,008.0千円	

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域間幹線系統)

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事業 に要する国庫 補助額 (千円)	特 例 措 置
山口県	石見交通(株)	(1) 石見交通本社前～広島新幹線口	1,566.5千円	
		(2) 医光寺前～日赤・田万川温泉～江崎港	1,140.0千円	
石見交通(株) 計				2,706.0千円
山口県	JRバス中国(株)	(1) 防府駅～ゆめタウン山口・県庁・湯田温泉通～中尾口	5,974.0千円	
		(2) 秋吉～洞・バイパス・大田中央・県庁～山口駅	6,647.0千円	
		(3) 防府駅～ゆめタウン山口・県庁・湯田温泉通～山口大学	27,559.5千円	
		(4) 山口駅～県庁・野田・明倫センター～東萩駅	14,167.0千円	
JRバス中国(株) 計				54,347.0千円
山口県	ブルーライン交通(株)	(1) 豊田町西市～美祢青嶺高校～来福台	5,259.0千円	1
		(2) 豊田町西市～平原・市立病院～来福台	2,584.0千円	1
ブルーライン交通(株) 計				7,843.0千円
県計				294,331.0千円

表2 地域公共交通維持事業に要する経用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

事業者名

サンデン交通株式会社

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の
(基準期間)の損益状況

営業収益
1,633,464 千円

営業外収益
13,912 千円

経常収益(イ)
1,647,376 千円

営業費用
2,501,830 千円

営業外費用
15,218 千円

経常費用(ロ)
2,517,048 千円

営業損益
△ 868,366 千円

営業外損益
△ 1,306 千円

経常損益
△ 869,672 千円

経常収益率
65.45 %

補助対象期間の
営業走行キロ(ハ)

5,756,401.6

km

基準期間の前年度の
損益状況

営業収益
1,606,021 千円

営業外収益
13,316 千円

経常収益(イ)
1,619,337 千円

営業費用
2,476,609 千円

営業外費用
19,024 千円

経常費用(ロ)
2,495,633 千円

営業損益
△ 870,586 千円

営業外損益
△ 5,708 千円

経常損益
△ 876,268 千円

経常収益率
64.91 %

基準期間の前年度の
営業走行キロ(ハ)

6,034,164.7

km

基準期間の前々年度の
損益状況

営業収益
1,526,042 千円

営業外収益
12,713 千円

経常収益(イ)
1,538,755 千円

営業費用
2,482,397 千円

営業外費用
21,529 千円

経常費用(ロ)
2,503,927 千円

営業損益
△ 955,455 千円

営業外損益
△ 8,816 千円

経常損益
△ 964,271 千円

経常収益率
61.49 %

基準期間の前々年度の
営業走行キロ(ハ)

6,344,011.7

km

補助対象事業者の「基準期間」を最終年度とする連続した過去3年間における営業走行キロ(ハ)の経常費用

補助対象事業者の営業走行キロ(ハ)の経常費用
(基準期間の前々年度)
ロ・イ・ハ＝a

補助対象事業者の営業走行キロ(ハ)の経常費用
(基準期間の前年度)
ロ・イ・ハ＝b

補助対象事業者の営業走行キロ(ハ)の経常費用
(基準期間)
ロ・イ・ハ＝c

補助対象事業者の営業走行キロ(ハ)の経常費用
(基準期間)
ロ・イ・ハ＝c

補助ブロック名

山陽

394円69銭
円 銭

413円91銭
円 銭

437円10銭
円 銭

※：基準期間とは、補助対象期間の前々年度、前年度、前年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助対象事業者の営業走行キロ(ハ)の経常費用
(a+b+c)/3＝ニ

地域キロ(ハ)の
標準経常費用
ホ

キロ当たり経常費用
ニとホのいずれか少ない値
ヘ

キロ当たり経常収益
イ・イ・ハ・ニ
円 銭

補助ブロック名

山陽

415円22銭
円 銭

419円74銭
円 銭

419円74銭
円 銭

286円08銭
円 銭

3. 旅客運賃の上乗率変更認可状況

補助ブロック名

山陽

認可日
令和 年 月 日

認可を受けた補助対象期間
2注14.の適用開始
年 月 日

改定率
%

山陽

令和 年 月 日

基準期間の
年 月 日

3
%

山陽

令和 年 月 日

基準期間の
年 月 日

3
%

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額（地域間幹線系統用）

R9年度

事業者名 サンデン交通株式会社

1. 申請事業者の概要

乗合バス事業						
補助対象期間の (基準期間) の損益状況	営業収益		営業外収益		経常収益(イ)	
	1,632,464 千円		13,912 千円		1,647,376 千円	
	営業費用		営業外費用		経常費用(ロ)	
	2,501,830 千円		1,5218 千円		2,517,048 千円	
補助対象期間の 実車走行キロ(ハ)	営業損益		営業外損益		経常損益	
	△ 869,366 千円		△ 1,306 千円		△ 869,672 千円	
					経常収支率	
					65.45 %	

乗合バス事業						
基準期間の前年度の 損益状況	営業収益	1,632,464 千円	営業外収益	1,3912 千円	経常収益(イ)	1,647,376 千円
	営業費用	2,501,830 千円	営業外費用	1,5218 千円	経常費用(ロ)	2,517,048 千円
	営業損益	△ 869,366 千円	営業外損益	△ 1,306 千円	経常損益	△ 869,672 千円
						経常収支率
基準期間の前年度の 実車走行キロ(ハ)	km	6,034,164.7				

乗合バス事業						
基準期間の前々年度の 損益状況	営業収益	1,606,021 千円	営業外収益	1,3316 千円	経常収益(イ)	1,621,337 千円
	営業費用	2,475,609 千円	営業外費用	19,024 千円	経常費用(ロ)	2,497,633 千円
	営業損益	△ 870,588 千円	営業外損益	△ 5,708 千円	経常損益	△ 876,296 千円
基準期間の前々年度の 実車走行キロ(ハ)	km				経常収支率	64.91 %

(補助対象事業者の「基準期間」を最終年度とする連続した過去3年間)における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) ロ÷ハ=a	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間) ロ÷ハ=b	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間前年) ロ÷ハ=c	
山陽	384円69銭	413円91銭	437円10銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助対象事業者の 実車走行キロ当たり経常 費用 (a+b+c)/3 = 二	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 二とホのいずれか少ない値 ヘ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ=ト	
山陽	415円23銭	419円74銭	415円23銭	286円06銭

3. 旅客運賃の上限変更認可状況

補助ブロック名	認可日	認可を受けた補助対象期間 2(注4)の適用割合	変更率 コ
山陽	令和 年 月 日	基準期間の 年度	%
	令和 年 月 日	基準期間の 年度	%
	令和 年 月 日	基準期間の 年度	%

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額（地域間幹線系統用）

R10年度

1. 申請事業者の概要

事業名称

サンデン交通株式会社

集合バス事業

営業収益

1,633,464 千円

営業外収益

13,912 千円

経常収益(イ)

1,647,376 千円

営業費用

2,501,830 千円

経常費用(ロ)

2,517,046 千円

営業利益

△ 868,366 千円

営業外損益

△ 1,306 千円

経常損益

△ 869,672 千円

経常収支率

65.45 %

補助対象期間の乗車走行キロ(ハ)

5,758,401.6 km

基準期間の前年度の損益状況

集合バス事業

営業収益

1,526,942 千円

営業外収益

12,713 千円

経常収益(イ)

1,539,656 千円

営業費用

2,462,397 千円

経常費用(ロ)

2,503,927 千円

営業利益

△ 935,455 千円

営業外損益

△ 8,816 千円

経常損益

△ 944,271 千円

経常収支率

61.49 %

基準期間の前年度の乗車走行キロ(ハ)

6,034,164.7 km

基準期間の前々年度の損益状況

集合バス事業

営業収益

1,484,966 千円

営業外収益

15,069 千円

経常収益(イ)

1,500,035 千円

営業費用

2,629,852 千円

経常費用(ロ)

2,661,036 千円

営業利益

△ 1,144,886 千円

営業外損益

△ 16,115 千円

経常損益

△ 1,161,000 千円

経常収支率

56.37 %

基準期間の前々年度の乗車走行キロ(ハ)

6,344,011.7 km

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助対象事業者の乗車走行キロ当たり経常費用
(基準期間の前々年度)
ロ・ナハ＝a

394円69銭

円 銭

413円91銭

円 銭

437円10銭

円 銭

※7 基準期間とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

補助ブロック名

山陽

補助対象事業者の乗車走行キロ当たり経常費用
(基準期間の前年度)
ロ・ナハ＝b

413円91銭

円 銭

437円10銭

円 銭

補助対象事業者の乗車走行キロ当たり経常収益
(基準期間)
ロ・ナハ＝c

437円10銭

円 銭

3. 旅客運賃の上限変更認可状況

補助ブロック名

山陽

認可日

令和 年 月 日

認可を受けた補助対象期間

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

令和 年 月 日

基準期間の前年度

4. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助プロジェクト 名称	特 種 事業 位置	運行系統			計画運行回数 ()	計画平均乗車密度 ②	計画 輸送量 ①×② =③	系統キロメートル	地域公共交通計画等を踏まえて 各区域におけるキロメートル	系統キロメートルと地域公共交通計画等を踏まえて する区域におけるキロメートルの比率	補助プロジェクト外 乗入部分のキロメートル	同一補助プロジェクト 乗入部分のキロメートル	他路線との結合 部分に係るキロメートル	他路線との乗入 及び他路線から の乗入部分以外 のキロメートルの 比率 (チー(リ+ヌ キ+ハ)÷チ+ヌ =ラ
		運行 系統	乗 入 経 路 地 点	乗 出 地 点										
山陽	山陽	北線	下関駅	川崎温泉 駅	366 日	2372.5 (6.5)	5.1	31.1	往27.9Km 入 復27.9Km	往 Km 復 Km (平均)	往 Km 復 Km (平均)	往 Km 復 Km (平均)	往 Km 復 Km (平均)	100.000%
山陽	山陽	北線	下関駅	川崎温泉 駅	366 日	2007.5 (5.5)	5.5	30.2	往28.6Km 入 復28.6Km	往 Km 復 Km (平均)	往 Km 復 Km (平均)	往 Km 復 Km (平均)	往 Km 復 Km (平均)	100.000%
山陽	山陽	山線	下関駅	小月駅・小月 駅前 三丁パー ク	366 日	2050.0 (10.0)	4.9	40.0	往38.2Km 入 復38.2Km	往 Km 復 Km (平均)	往 Km 復 Km (平均)	往 Km 復 Km (平均)	往 Km 復 Km (平均)	49.234%
山陽	山陽	仙崎線	下関駅	小月駅	366 日	2372.5 (6.5)	3.5	22.7	往76.7Km 入 復76.7Km	往 Km 復 Km (平均)	往 Km 復 Km (平均)	往 Km 復 Km (平均)	往 Km 復 Km (平均)	100.000%
山陽	山陽	下関・ 仙崎線	下関駅	豊田新 西	366 日	3102.5 (8.5)	5.9	30.1	往37.4Km 入 復37.4Km	往 Km 復 Km (平均)	往 Km 復 Km (平均)	往 Km 復 Km (平均)	往 Km 復 Km (平均)	100.000%
山陽	山陽	美祢線	下関駅	小月駅	366 日	2372.5 (7.5)	4.5	33.7	往42.7Km 入 復42.7Km	往 Km 復 Km (平均)	往 Km 復 Km (平均)	往 Km 復 Km (平均)	往 Km 復 Km (平均)	100.000%
合計		計6 系統							往 Km 復 Km (平均)	往 Km 復 Km (平均)	往 Km 復 Km (平均)	往 Km 復 Km (平均)	往 Km 復 Km (平均)	18.8Km

補助プロジェクト 名称	特 種 事業 位置	補助対象 経費 の算出 方法	補助対象 経費 の算出 方法	補助対象 経費 の算出 方法	補助対象 経費 の算出 方法	補助対象 経費 の算出 方法	補助対象 経費 の算出 方法	補助対象 経費 の算出 方法	補助対象 経費 の算出 方法	補助対象 経費 の算出 方法	補助対象 経費 の算出 方法	補助対象 経費 の算出 方法	補助対象 経費 の算出 方法
山陽	山陽	1327.742.2	km	55.11035	円	211円/0.01	円	141.8904	km	200円/0.01	円	28.804465	円
山陽	山陽	1151.08.6	km	46.462793	円	210円/0.01	円	118.2224	km	180円/0.01	円	24.421151	円
山陽	山陽	298.002.4	km	124.071.220	円	187円/0.01	円	92.8195	km	170円/0.01	円	56.82274	円
山陽	山陽	364.938.6	km	151.532454	円	131円/0.01	円	300.8532	km	130円/0.01	円	61.90054	円
山陽	山陽	218014.4	km	96.841.349	円	228円/0.01	円	217.8072	km	187円/0.01	円	40.823044	円
山陽	山陽	225.090.0	km	93.484120	円	190円/0.01	円	235.8488	km	123円/0.01	円	42.058354	円
合計		1389.782.2	km	564.614471	円	199.700346	円	1.225.445.5	km	214.427.185	円	254.076511	円

補助プロジェクト 名称	特 種 事業 位置	補助対象 経費 の算出 方法	補助対象 経費 の算出 方法	補助対象 経費 の算出 方法	補助対象 経費 の算出 方法	補助対象 経費 の算出 方法	補助対象 経費 の算出 方法	補助対象 経費 の算出 方法	補助対象 経費 の算出 方法	補助対象 経費 の算出 方法	補助対象 経費 の算出 方法	補助対象 経費 の算出 方法	補助対象 経費 の算出 方法
山陽	山陽	24.804.405	円	0	円	0	円	24.804	円	12.402.0	円	85.0	円
山陽	山陽	22207.256	円	0	円	0	円	22.207	円	11.133.5	円	83.7	円
山陽	山陽	27488.481	円	0	円	0	円	24.736	円	12.368.5	円	22.2	円
山陽	山陽	681.900.094	円	0	円	0	円	103.984.171	円	20.981.500	円	25.4	円
山陽	山陽	403.330.044	円	0	円	0	円	40.830	円	20.416.504	円	98.9	円
山陽	山陽	42538.854	円	0	円	0	円	31.647.080	円	16.823.500	円	40.5	円
合計		225.642.134	円	0	円	0	円	188.233	円	94.126.000	円	41.2	円

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

令和8年度

事業者名 プルーライン交通株式会社

1. 申請事業者の概要

集合バス事業						
補助対象期間の 前々年度の 損益状況	営業収益	33,924 千円	営業外収益	2,689 千円	経常収益(イ)	36,613 千円
	営業費用	242,379 千円	営業外費用	881 千円	経常費用(ロ)	243,260 千円
	営業損益	△ 208,455 千円	営業外損益	1,808 千円	経常損益	△ 206,647 千円
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	983,173 km				経常収支率	15.05%
					経常収支率	

集合バス事業						
基準期間の前年度の 損益状況	営業収益	34,719 千円	営業外収益	4,217 千円	経常収益(イ)	38,936 千円
	営業費用	242,166 千円	営業外費用	1,159 千円	経常費用(ロ)	243,342 千円
	営業損益	△ 207,447 千円	営業外損益	3,061 千円	経常損益	△ 204,400 千円
						△ 204,400 千円
基準期間の前年度の 営業走行キロ(ハ)	1,008,047.7 km				経常収支率	16.00%
					経常収支率	

集合バス事業						
基準期間の前々年度 の 損益状況	営業収益	35,727 千円	営業外収益	4,181 千円	経常収益(イ)	39,918 千円
	営業費用	246,365 千円	営業外費用	1,396 千円	経常費用(ロ)	247,761 千円
	営業損益	△ 210,638 千円	営業外損益	2,785 千円	経常損益	△ 207,840 千円
						△ 207,840 千円
基準期間の前々年度 の 実車走行キロ(ハ)	1,054,722.3 km				経常収支率	16.11%

(補助対象事業者の「基準期間」を最終年度とする連続した過去3年間に上における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助対象事業者の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	補助対象事業者の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	補助対象事業者の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	補助対象事業者の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)
ロー・ハ・a	ロー・ハ・b	ロー・ハ・c	ロー・ハ・d
234 円 90 銭	241 円 39 銭	247 円 42 銭	

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間という。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	山陽	補助対象事業者の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	補助対象事業者の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	補助対象事業者の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	補助対象事業者の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)
山陽	241 円 23 銭	419 円 74 銭	241 円 23 銭	0 円 00 銭	37 円 23 銭

3. 旅客運賃の上限変更認可状況

補助ブロック名	山陽	認可日	認可を受けた補助対象期間	補助金交付要綱別表2(注)4.の適用割合	改定率
山陽	令和 年 月 日	基準期間の 年度	3	%	

4. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助プロ ック 名	補助プロ ック 番号	特 別 事 業 区 画 番号	運行系統		計画運行 回数 ()	計画平均乗 車密度	系統キロ程	地域公共交通促進事業 を実施する区画にお けるキロ程	系統キロ程と地域公共 交通促進事業を実施する 区画におけるキロ程との 比率	補助プロック外 乗入部分のキロ程	同一補助プロック 部分のキロ程	他路線との割合 （乗入部分を除く）	補助プロック 外乗入部分 の割合
			運行 系統 名	特 別 事 業 区 画 番号									
山陽													
第1号	1	山陽・ 備前・ 備後・ 備前	山陽 西門 駅	山陽 西門 駅	2555.0回 (7.0)	0.9	22.1km (平均)	22.1km	%	往・ 復・ Km	往・ 復・ Km	往・ 復・ Km	%
第2号	1	山陽・ 備前・ 備後・ 備前	山陽 西門 駅	山陽 西門 駅	1095.0回 (3.0)	1.0	25.4km (平均)	25.4km	%	往・ 復・ Km	往・ 復・ Km	往・ 復・ Km	%
合計		計2 系統											

補助対象系統のキロ当たり経常収益											
補助プロ ック 名	特 別 事 業 区 画 番号	補助対象 系統の キロ 程	補助対象 系統の キロ 程	補助対象 系統の キロ 程	補助対象 系統の キロ 程	補助対象 系統の キロ 程	補助対象 系統の キロ 程	補助対象 系統の キロ 程	補助対象 系統の キロ 程	補助対象 系統の キロ 程	補助対象 系統の キロ 程
山陽	第1号	112,630.0km	271,710.00円	34円/86銭	34円/86銭	34円/86銭	34円/86銭	34円/86銭	34円/86銭	34円/86銭	34円/86銭
	第2号	55,400.0km	13,332.40円	35円/93銭	35円/93銭	35円/93銭	35円/93銭	35円/93銭	35円/93銭	35円/93銭	35円/93銭
合計		168,110.0km	405,552.40円								

補助プロ ック 名	特 別 事 業 区 画 番号	補助対象 系統の キロ 程	補助対象 系統の キロ 程	補助対象 系統の キロ 程	補助対象 系統の キロ 程	補助対象 系統の キロ 程	補助対象 系統の キロ 程	補助対象 系統の キロ 程	補助対象 系統の キロ 程	補助対象 系統の キロ 程	補助対象 系統の キロ 程
山陽	第1号	23,243.310円	12,227,357円	12,227,357円	12,227,357円	12,227,357円	12,227,357円	12,227,357円	12,227,357円	12,227,357円	12,227,357円
	第2号	11,392,265円	6,022,548円	6,022,548円	6,022,548円	6,022,548円	6,022,548円	6,022,548円	6,022,548円	6,022,548円	6,022,548円
合計		34,637,575円	18,249,905円	18,249,905円	18,249,905円	18,249,905円	18,249,905円	18,249,905円	18,249,905円	18,249,905円	18,249,905円

補助プロジェクト名	特別事業区画番号	ウの負担者とその負担割合						その他の負担者の負担割合	
		都道府県		市区町村		その他の者			事業者自己負担
		負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	
山陽	第1号	9,259,000円	29.2%	3,277,000円	70.7%	0円	0%	310円	0.0%
	第2号	2,584,000円	29.2%	6,274,000円	70.6%	0円	0%	263円	0.0%
合計		7,843,000円	29.2%	4,895,000円	70.7%	0円	0%	573円	0.0%

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額（地域間幹線系統用）

令和9年度

事業者名 プルーライン交通株式会社

1. 申請事業者の概要

集合バス事業						
補助対象期間の 前々年度の 損益状況	営業収益	33,924 千円	営業外収益	2,689 千円	経常収益(イ)	36,613 千円
	営業費用	242,379 千円	営業外費用	881 千円	経常費用(ロ)	243,260 千円
	営業損益	△ 208,455 千円	営業外損益	1,808 千円	経常損益	△ 206,647 千円
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	983,173 km				経常収支率	15.05%

集合バス事業						
基準期間の前々年度の 損益状況	営業収益	34,719 千円	営業外収益	4,217 千円	経常収益(イ)	38,936 千円
	営業費用	242,166 千円	営業外費用	1,156 千円	経常費用(ロ)	243,342 千円
	営業損益	△ 207,447 千円	営業外損益	3,061 千円	経常損益	△ 204,406 千円
基準期間の前年度の 実車走行キロ(ハ)	1,008,047.7 km				経常収支率 16.00%	

集合バス事業						
基準期間の前々年度 の 損益状況	営業収益	35,727 千円	営業外収益	4,181 千円	経常収益(イ)	39,918 千円
	営業費用	246,365 千円	営業外費用	1,396 千円	経常費用(ロ)	247,761 千円
	営業損益	△ 210,638 千円	営業外損益	2,785 千円	経常損益	△ 207,843 千円
基準期間の前々年度 の 実車走行キロ(ハ)	1,054,722.3 km				経常収支率 16.11%	

(補助対象事業者の「基準期間」を最終年度とする連続した過去3年間に於ける実車走行キロ当たり経常費用等)

補助対象事業者の 前々年度 の 実車走行キロ(ハ)	補助対象事業者の 前々年度 の 実車走行キロ(ハ)	補助対象事業者の 前々年度 の 実車走行キロ(ハ)	補助対象事業者の 前々年度 の 実車走行キロ(ハ)
ロー・ハ・a	ロー・ハ・b	ロー・ハ・c	ロー・ハ・d
234 円 90 銭	241 円 39 銭	247 円 42 銭	

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間という。

2. キロ当たり補助対象経費費用及び経常収益

補助ブロック名	山陽	補助対象事業者の 前々年度 の 実車走行キロ(ハ)	補助対象事業者の 前々年度 の 実車走行キロ(ハ)	補助対象事業者の 前々年度 の 実車走行キロ(ハ)	補助対象事業者の 前々年度 の 実車走行キロ(ハ)
山陽	241 円 23 銭	419 円 74 銭	241 円 23 銭	0 円 00 銭	37 円 23 銭

3. 旅客運賃の上限変更認可状況

補助ブロック名	山陽	認可日	認可を受けた補助対象期間	補助金交付要綱別表2(注4)の適用割合	改定率
山陽	令和 年 月 日	基準期間の 年度	／3	%	

4. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助プロ ック 名	申請 番号	特 別 事 業 区 画 番 号	運行系統		計画運行 回数 ()	計画運行 日数	計画平均乗 客密度	計画 輸送量	系統キロ程	地域公共交通連携事業 を実施する区画にお けるキロ程	系統キロ程と地域公共 交通連携事業を実施す る区画におけるキロ程と の比率	補助プロック外 乗入部分のキロ程	同一補助プロック 乗入部分のキロ程	他路線との割合 部分に係るキロ程	他路線 との割合 合算	補助プロック 外乗入部分 のキロ程
			運行 系統 名	起 点 主 な 経 路 終 点												
山陽	第1号	山陽・ 東条・ 備前・ 備後	山陽 西条 西条 山陽	山陽 西条 山陽	365 日	2555.0 回 (70)	0.9	63人	22.1km (平均) 22.1km (平均)	往 . Km (平均) 往 . Km (平均)	%	往 . Km (平均) 往 . Km (平均)	往 . Km (平均) 往 . Km (平均)	往 . Km (平均) 往 . Km (平均)	%	100.00%
	第2号	山陽・ 備前・ 備後	山陽 西条 山陽	山陽 西条 山陽	365 日	1995.0 回 (30)	1.0	30人	25.4km (平均) 25.4km (平均)	往 . Km (平均) 往 . Km (平均)	%	往 . Km (平均) 往 . Km (平均)	往 . Km (平均) 往 . Km (平均)	往 . Km (平均) 往 . Km (平均)	%	100.00%
合計	計2	系統							往 . Km (平均) 往 . Km (平均)	往 . Km (平均) 往 . Km (平均)		往 . Km (平均) 往 . Km (平均)	往 . Km (平均) 往 . Km (平均)	往 . Km (平均) 往 . Km (平均)		

補助プロ ック 名	申請 番号	特 別 事 業 区 画 番 号	補助対象 系統 の 見込額	計画 乗車 走 行 千 ロ の 比 率	補助対象 系統 の 見込額	補助対象系統のキロ当たり経常収益										補助対象 系統 の 見込額																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
						32年平均	基本期間の前々年度				基本期間の前年度				基本期間																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
							補助対象 系統の 見込額 の 乗 車 走 行 千 ロ に 対 し て の 比 率	補助対象 系統の 見込額 の 乗 車 走 行 千 ロ に 対 し て の 比 率	補助対象 系統の 見込額 の 乗 車 走 行 千 ロ に 対 し て の 比 率	補助対象 系統の 見込額 の 乗 車 走 行 千 ロ に 対 し て の 比 率	補助対象 系統の 見込額 の 乗 車 走 行 千 ロ に 対 し て の 比 率	補助対象 系統の 見込額 の 乗 車 走 行 千 ロ に 対 し て の 比 率	補助対象 系統の 見込額 の 乗 車 走 行 千 ロ に 対 し て の 比 率	補助対象 系統の 見込額 の 乗 車 走 行 千 ロ に 対 し て の 比 率																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1	乗車 1

補助プロ ック 名	特 別 事 業 区 画 番 号	補助対象 系統 の 見込額	補助対象 系統 の 見込額	補助対象 系統 の 見込額	補助対象 系統 の 見込額	補助対象 系統 の 見込額	補助対象 系統 の 見込額	補助対象 系統 の 見込額	補助対象 系統 の 見込額	補助対象 系統 の 見込額	補助対象 系統 の 見込額	補助対象 系統 の 見込額
山陽	第1号	23,245.310円	12,227.357円	12,227.357円	12,227.357円	12,227.357円	12,227.357円	12,227.357円	12,227.357円	12,227.357円	12,227.357円	12,227.357円
山陽	第2号	11,392.265円	6,022.548円	6,022.548円	6,022.548円	6,022.548円	6,022.548円	6,022.548円	6,022.548円	6,022.548円	6,022.548円	6,022.548円
合計		34,637.575円	18,249.905円	18,249.905円	18,249.905円	18,249.905円	18,249.905円	18,249.905円	18,249.905円	18,249.905円	18,249.905円	18,249.905円

つの負担割合とその負担割合											
補助プロジェクト名	申請番号	特別事業区画番号	都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		その他の者または関係者負担
			負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
山陽	第1号		9,259,000円	29.2%	12,727,000円	70.7%	円	%	310円	0.0%	
	第2号		2,584,000円	29.2%	6,224,000円	70.6%	円	%	263円	0.0%	
合計			7,843,000円	29.2%	18,951,000円	70.7%	円	%	573円	0.0%	

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額（地域間幹線系統用）

令和10年度

事業者名 プルーライン交通株式会社

1. 申請事業者の概要

集合バス事業						
補助対象期間の 前々年度の 損益状況	営業収益	33,924 千円	営業外収益	2,689 千円	経常収益(イ)	36,613 千円
	営業費用	242,379 千円	営業外費用	881 千円	経常費用(ロ)	243,260 千円
	営業損益	△ 208,455 千円	営業外損益	1,808 千円	経常損益	△ 206,647 千円
						経常収支率
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	983,173 km					

集合バス事業						
基準期間の前年度の 損益状況	営業収益	34,719 千円	営業外収益	4,217 千円	経常収益(イ)	38,936 千円
	営業費用	242,166 千円	営業外費用	1,156 千円	経常費用(ロ)	243,342 千円
	営業損益	△ 207,447 千円	営業外損益	3,061 千円	経常損益	△ 204,406 千円
基準期間の前年度の 実車走行キロ(ハ)	1,008,047.7 km				経常収支率	
					16.00%	

集合バス事業						
基準期間の前々年度 の 損益状況	営業収益	35,727 千円	営業外収益	4,181 千円	経常収益(イ)	39,918 千円
	営業費用	246,365 千円	営業外費用	1,396 千円	経常費用(ロ)	247,761 千円
	営業損益	△ 210,638 千円	営業外損益	2,785 千円	経常損益	△ 207,843 千円
						△ 207,843 千円
基準期間の前々年度 の 実車走行キロ(ハ)	1,054,722.3 km				経常収支率	
					16.11%	

(補助対象事業者の「基準期間」を最終年度とする連続した過去3年間に上における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助対象事業者の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	補助対象事業者の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	補助対象事業者の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	補助対象事業者の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)
234 円 90 銭	241 円 39 銭	247 円 42 銭	247 円 42 銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間という。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	山陽	241 円 23 銭	241 円 23 銭	241 円 23 銭	241 円 23 銭
補助ブロック名	山陽	241 円 23 銭	241 円 23 銭	241 円 23 銭	241 円 23 銭

3. 旅客運賃の上限変更認可状況

補助ブロック名	山陽	令和	年	月	日	基準期間の	年度	％
補助ブロック名	山陽	令和	年	月	日	基準期間の	年度	％

4. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助プロ ック 名	申請 番号	特 別 事 業 区 画 番 号	運行系統		計画運行 回数 ()	計画運行 日数	計画平均乗 車密度	計画 輸送量	系統キロ程	地域公共交通促進事業 を実施している区画にお けるキロ程の 比率	補助プロック外 乗入部分のキロ程	同一補助プロック 部分のキロ程	他路線との割合 部分に係るキロ程	他路線 との割合 合 計	補助プロック 外乗入部分 同一補助プ ック他路線 との割合 (乗入部分 以外のキロ程 の比率)		
			運行 系統 名	起 点												主 な 経 由 地	終 点
山陽	第1号	山陽・ 東部支線	山陽・ 東部支線	366日	2592.0回 (7.0)	0.9	63人	22.1km (平均)	22.1km	22.1km	22.1km	22.1km	22.1km	22.1km	100.00%		
	第2号	山陽・ 西部支線	山陽・ 西部支線	366日	1098.0回 (3.0)	1.0	30人	25.4km (平均)	25.4km	25.4km	25.4km	25.4km	25.4km	25.4km	100.00%		
合 計	計2	系統															

補助プロ ック 名	特 別 事 業 区 画 番 号	補助対象 系統 名	補助対象 系統 の 見込額	補助対象 系統 の 見込額	補助対象 系統 の 見込額	補助対象 系統 の 見込額	補助対象 系統 の 見込額	補助対象 系統 の 見込額	補助対象 系統 の 見込額	補助対象 系統 の 見込額	補助対象 系統 の 見込額
山陽	第1号	山陽 東部 支線	12,260,857円	12,260,857円	12,260,857円	12,260,857円	12,260,857円	12,260,857円	12,260,857円	12,260,857円	12,260,857円
山陽	第2号	山陽 西部 支線	6,030,048円	6,030,048円	6,030,048円	6,030,048円	6,030,048円	6,030,048円	6,030,048円	6,030,048円	6,030,048円
合計			18,290,905円	18,290,905円	18,290,905円	18,290,905円	18,290,905円	18,290,905円	18,290,905円	18,290,905円	18,290,905円

補助プロ ック 名	特 別 事 業 区 画 番 号	補助対象 系統 名	補助対象 系統 の 見込額	補助対象 系統 の 見込額	補助対象 系統 の 見込額	補助対象 系統 の 見込額	補助対象 系統 の 見込額	補助対象 系統 の 見込額	補助対象 系統 の 見込額	補助対象 系統 の 見込額	補助対象 系統 の 見込額
山陽	第1号	山陽 東部 支線	12,260,857円	12,260,857円	12,260,857円	12,260,857円	12,260,857円	12,260,857円	12,260,857円	12,260,857円	12,260,857円
山陽	第2号	山陽 西部 支線	6,030,048円	6,030,048円	6,030,048円	6,030,048円	6,030,048円	6,030,048円	6,030,048円	6,030,048円	6,030,048円
合計			18,290,905円	18,290,905円	18,290,905円	18,290,905円	18,290,905円	18,290,905円	18,290,905円	18,290,905円	18,290,905円

補助プロ ック 名	特 別 事 業 区 画 番 号	補助対象 系統 名	補助対象 系統 の 見込額	補助対象 系統 の 見込額	補助対象 系統 の 見込額	補助対象 系統 の 見込額	補助対象 系統 の 見込額	補助対象 系統 の 見込額	補助対象 系統 の 見込額	補助対象 系統 の 見込額	補助対象 系統 の 見込額
山陽	第1号	山陽 東部 支線	12,260,857円	12,260,857円	12,260,857円	12,260,857円	12,260,857円	12,260,857円	12,260,857円	12,260,857円	12,260,857円
山陽	第2号	山陽 西部 支線	6,030,048円	6,030,048円	6,030,048円	6,030,048円	6,030,048円	6,030,048円	6,030,048円	6,030,048円	6,030,048円
合計			18,290,905円	18,290,905円	18,290,905円	18,290,905円	18,290,905円	18,290,905円	18,290,905円	18,290,905円	18,290,905円

表4 別表1及び別表3の補助事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

都道府県名	広域行政圏名	市町村名	指定の理由
山口県	岩国地域	岩国市(旧錦町)	総合病院・高等学校等があり、広域行政圏の中心市町村に準ずるものと認められる。
	柳井地域	周防大島町(旧大島町)	総合病院・高等学校等があり、広域行政圏の中心市町村に準ずるものと認められる。
	柳井地域	周防大島町(旧橘町)	総合病院・高等学校等があり、広域行政圏の中心市町村に準ずるものと認められる。
	山口・防府地域	山口市(旧小郡町)	総合病院・高等学校等があり、広域行政圏の中心市町村に準ずるものと認められる。
	山口・防府地域	山口市(旧阿東町)	高等学校等があり、広域行政圏の中心市町村に準ずるものと認められる。
	宇部・小野田地域	山陽小野田市(旧山陽町)	高等学校等があり、広域行政圏の中心市町村に準ずるものと認められる。
	下関地域	下関市(旧豊浦町)	総合病院等があり、広域行政圏の中心市町村に準ずるものと認められる。
	下関地域	下関市(旧豊田町)	総合病院・高等学校等があり、広域行政圏の中心市町村に準ずるものと認められる。

令和8年度地域幹線系統における生活性向上の取組一覧(見込み)

番号	バス事業者名	路線名	経路	起点	終点	生産性向上の取組					R8収支率(取組) (R8計画)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
						R8の取組① (実施主体)	実施時期	R8の取組② (実施主体)	実施時期	R8の取組③ (実施主体)	実施時期	R8の取組④ (実施主体)	実施時期	R8の取組⑤ (実施主体)	実施時期	R8の取組⑥ (実施主体)	実施時期																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
1	防長交通(株)	御井駅前・徳山駅前	御井駅前	徳山駅前																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										

令和8年度地域間幹線系統における生産性向上の取組継続結果一覧

【別添1-2】

番号	バス事業者名	路線名	起点	経由地	終点	①乗客運量の取組	②バス路線の整備	③路線バスへの運賃低減	④生活利用と観光利用の促進	⑤補助要件下開に近い系統の取組	⑥回数乗車購入等を行っている系統の取組
1	防長交通(株)	柳井駅前・徳山駅前	柳井駅前	快・光駅	徳山駅前						
2	防長交通(株)	防府駅前・徳山駅前	防府駅前	新南陽駅	徳山駅前						
3	防長交通(株)	柳井駅前・上開	柳井駅前	イオン・平生	上開						
4	防長交通(株)	大島駅・市立病院駅前	大島駅	蒲田久賀	市立病院駅前						
5	防長交通(株)	大島駅・市立病院駅前	大島駅	大島南船・大島庁舎前・中浦	市立病院駅前						
6	防長交通(株)	徳山駅前・下松駅北口	徳山駅前	中央線	下松駅北口						
7	防長交通(株)	徳山駅前・下松駅北口	徳山駅前	バイパス	下松駅北口						
8	防長交通(株)	徳山駅前・下松駅北口	徳山駅前	高麗田地・久米温泉口	下松駅北口						
9	防長交通(株)	徳山駅前・ゆめタウン防毛	徳山駅前	バイパス・記念病院・夢ヶ丘団地	ゆめタウン防毛						
10	防長交通(株)	徳山駅前・コアラザカ	徳山駅前	新南陽駅・夢家の里	コアラザカ						
11	防長交通(株)	徳山駅前・柳木沼内	徳山駅前	新南陽駅・バレーネ・通野	柳木沼内						
12	防長交通(株)	徳山駅前・長田海岸公園	徳山駅前	川崎・新南陽駅・イオン・瀬ノ上	長田海岸公園						
13	防長交通(株)	堀・防府駅前	堀	中山	防府駅前						
14	防長交通(株)	堀・防府駅前	堀	和字	防府駅前						
15	防長交通(株)	スポーツの森前・新山口駅	スポーツの森前	西京橋	新山口駅						
16	防長交通(株)	宮野温泉・新山口駅	宮野温泉	西京橋	新山口駅						
17	防長交通(株)	道の駅仁保の郷・新山口駅	道の駅仁保の郷	宮野温泉・西京橋・東庁	新山口駅						
18	防長交通(株)	堀前・秋穂荘	堀前	西京橋・新山口駅・長尾	秋穂荘						
19	防長交通(株)	堀前・新山口駅	堀前	西京橋・リバー・権現堂橋・山手	新山口駅						
20	防長交通(株)	新山口駅・東萩駅前	新山口駅	大田	東萩駅前						
21	防長交通(株)	新山口駅・秋芳洞	新山口駅	十文字	秋芳洞						
22	防長交通(株)	萩商工高校前・赤吉駅前	萩商工高校前	萩センター・東萩駅・越ヶ浜	赤吉駅前						
23	サンデン交通(株)	北線	下関駅	唐戸	小瀬温泉						
24	サンデン交通(株)	北線	下関駅	豊津台三丁目	川瀬温泉						
25	サンデン交通(株)	山陽道線	下関駅	小月駅・小野田駅	おのだサンパーク						
26	サンデン交通(株)	山崎線(春)	下関駅	小月駅	大田						
27	サンデン交通(株)	下関・豊田線	下関駅	下大野	豊田町西中						
28	サンデン交通(株)	豊田線	下関駅	小月駅	豊田駅						
29	船木鉄道(株)	本山線	船木	山崎・豊田・萩・下関・小瀬温泉・サンパーク・三つ峠	本山脚						
30	船木鉄道(株)	厚狭線	厚狭駅	山崎・豊田・萩・下関・小瀬温泉・サンパーク	宇部中央						
31	船木鉄道(株)	宇部線	船木	宇部駅	宇部駅前交所						
32	宇部市交通局	新山口線(特急)	宇部新川駅	特急山口宇部道路	新山口駅						
33	宇部市交通局	新山口線	宇部新川駅	東萩渡橋集団駅前・サンパークあじす	新山口駅						
34	宇部市交通局	阿知須線	宇部新川駅	今村	サンパークあじす						
35	宇部市交通局	阿知須線	宇部新川駅	山口市健康センター・ミスターマックス宇部店	サンパークあじす						
36	宇部市交通局	小野田線	小野田営業所	大宇部駅前	休部町二丁目						
37	宇部市交通局	西ヶ丘五原線	西ヶ丘五原	ゆめタウン宇部	日奈前						
38	石見交通(株)	広益	石見交通本社前	(高津川号)	広益新幹線口						
39	石見交通(株)	小浜江崎	鹿光寺前	日赤・温泉	江崎(須佐駅前)						
40	防長交通(株)	防長線(177)	防府駅前	ゆめタウン山口・瀬戸・通田温泉通	中関口						
41	防長交通(株)	防長線(178)	秋吉	洞・バイパス・大田中央・堀庁	山口駅						
42	防長交通(株)	防長線(109)	防府駅前	ゆめタウン山口・瀬戸・通田温泉通	山口大学						
43	防長交通(株)	防長線(122)	山口駅	堀庁・野田・明徳センター	東萩駅						
44	ブルーライン交通(株)	豊田・美神線	豊田町西中	美神青葉橋交	美神台						
45	ブルーライン交通(株)	豊田・美神線	豊田町西中	平原・市立病院	美神台						

表6 車両の取得計画の概要

令和8年度

都道府県 (市区町村)	補助対象事業者名	補助対象車両数	車両減価償却費等に要する国庫補助額(千円)
山口県	防長交通(株)	34両	49,023 千円
	サンデン交通(株)	10両	15,000 千円
	船木鉄道(株)	5 両	7,974 千円
	宇部市交通局	11両	13,259 千円
	JRバス中国(株)	4両	6,162 千円
	計	64両	91,418 千円

表6 車両の取得計画の概要

令和9年度

都道府県 (市区町村)	補助対象事業者名	補助対象車両数	車両減価償却費等に要する国庫補助額(千円)
山口県	防長交通(株)	35 両	50,890 千円
	サンデン交通(株)	10 両	15,000 千円
	船木鉄道(株)	5 両	7,980 千円
	宇部市交通局	12 両	16,921 千円
	JRバス中国(株)	4 両	4,045 千円
	計	66 両	94,836 千円

表6 車両の取得計画の概要

令和10年度

都道府県 (市区町村)	補助対象事業者名	補助対象車両数	車両減価償却費等に要する国庫補助額(千円)
山口県	防長交通(株)	30 両	47,858 千円
	サンデン交通(株)	10 両	15,000 千円
	船木鉄道(株)	5 両	7,986 千円
	宇部市交通局	13 両	18,739 千円
	JRバス中国(株)	1 両	1,548 千円
	計	59 両	91,131 千円

表7 車両の取得を行う事業者

事業者名	サンデン交通株式会社
------	------------

1. 車両取得の概要

初年度(令和 8 年度)		申請番号		確保維持路線名称又は区間	車両の種別	乗車定員 (人)	車両の長さ(m)	購入等予定 年月	購入等の種別 (現金、割賦、リース)
補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	車両の種別	乗車定員 (人)	車両の長さ(m)	購入等予定 年月	購入等の種別 (現金、割賦、リース)		
山 陽	R8-1	下関駅～小月駅～大泊	ノンステップ型スロープ付き車両(標準仕様)	73	10.43	R8 . 1	現金		
山 陽	R8-2	下関駅～豊洋台3丁目～川原温泉	ノンステップ型スロープ付き車両(標準仕様)	73	10.43	R8 . 1	現金		

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法の定額法)

定率法

実費購入予定表(円)*消費税を除く		普通償却限度額		特別償却額(円)	償却限度額(円)	事業者償却額(円)	償却期間(月)	償却対象経費	計画額(千円)	*残存価額(円)
申請番号	車両価格 イ	附属品価格 ロ	改造費 ハ	合計 イ+ロ+ハ+ニ	実費購入予定費合計額から償却価格を 控除した額(円) ニ-イ円=ホ	もと限度額のうち 少ない方の額 (円) ヘ ホ×(0.50/0.4)=ト (定率法)ホ×0.2=リ	償却期間(月)	償却対象経費	計画額(千円)	*残存価額(円)
R8-1	21,396,130	2,283,870		23,680,000	23,679,999	15,000,000	9	4,500,000 円	2,250.0	10,500,000
R8-2	21,396,130	2,283,870		23,680,000	23,679,999	15,000,000	9	4,500,000 円	2,250.0	10,500,000
計	42,792,260	4,567,740		47,360,000	47,359,998	30,000,000		9,000 千円	4,500	21,000,000

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法(元利均等の元金均等)

元金均等

申請番号	金融費用補助 対象額(円)	償還期間 (月)	借入利率(%) 年利 シ	もと2.5%のうち低い方の率(%) ユ	補助対象経費 ヅ	計画額(千円) ヅ×1/2=ネ
	への額以内					
計					千円	

【所要経費】

補助対象経費(千円) カ+ツ	国庫補助金 内定申請額(千円) ヨ+ネ
9,000	4,500

【負担者とその負担割合】

補助ブ ロック名	申請 番号	都道府県		市区町村		事業者自己負担		その他の者		その他の者の 負担割合 具体的な概要	
		負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額
山陽	R7-1	2,250,000 円	49.10 %	2,250,000 円	50.90 %	2,332,000 円	50.90 %	683,200 円	50.90 %	683,200 円	683,200 円
	R7-2	2,250,000 円	49.10 %	2,250,000 円	50.90 %	2,332,000 円	50.90 %	683,200 円	50.90 %	683,200 円	683,200 円
合計		4,500,000 円	49.10 %	4,500,000 円	50.90 %	4,664,000 円	50.90 %				

2年目以降(令和 8 年度)

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金申請番号	
			当該年度	前年度
山 陽	R4-1	下関駅～小月駅～美祿駅	6	6
山 陽	R4-2	下関駅～下大野～豊田町西市	5	5
山 陽	R5-1	下関駅～小月駅～大泊	4	4
山 陽	R5-2	下関駅～小月駅～小野田駅～おのぼり公園	3	3
山 陽	R6-1	下関駅～小月駅～大泊	4	4
山 陽	R6-2	下関駅～豊津台3丁目～川柳温泉	2	2
山 陽	R7-1	下関駅～小月駅～美祿駅	6	6
山 陽	R7-2	下関駅～下大野～豊田町西市	5	5

【購入車両減価償却費】
○事業者の減価償却方法(定率法・定額法)※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定率法

申請番号	補助対象限度額(円) 初年度への額＝ナ	残存価額(円) 前年度7(2年目のみ)の額＝ナ	普通償却限度額 (定率法) $ナ \times (0.5 \text{ or } 0.4) = \Delta$ (定額法) $ナ \times 0.2 =$	特別償却額(円) ウ	償却限度額(円) $\Delta + ウ = J$	事業者償却額(円) オ	ノとオのうち少ない方の額(円) ク	償却期間(月) ヤ	補助対象経費 $ク \times Y \div 12$ (月) $= \text{マ}$ (繰上年度) $ク = \text{マ}$	計画額(千円) $\text{マ} \times 1/2 = \text{ケ}$	* 残存価格(円) ラ－マ＝フ
R4-1	15,000,000	1,890,000	1,890,000	0	1,890,000	2,681,279	1,890,000	12	1,890,000	945.0	0
R4-2	15,000,000	1,890,000	1,890,000	0	1,890,000	2,681,279	1,890,000	12	1,890,000	945.0	0
R5-1	15,000,000	3,780,000	1,890,000	0	1,890,000	2,820,510	1,890,000	12	1,890,000	945.0	1,890,000
R5-2	15,000,000	3,780,000	1,890,000	0	1,890,000	2,820,510	1,890,000	12	1,890,000	945.0	1,890,000
R6-1	15,000,000	6,300,000	2,520,000	0	2,520,000	4,032,000	2,520,000	12	2,520,000	1,260.0	3,780,000
R6-2	15,000,000	6,300,000	2,520,000	0	2,520,000	4,032,000	2,520,000	12	2,520,000	1,260.0	3,780,000
R7-1	15,000,000	10,500,000	4,200,000	0	4,200,000	6,630,400	4,200,000	12	4,200,000	2,100.0	6,300,000
R7-2	15,000,000	10,500,000	4,200,000	0	4,200,000	6,630,400	4,200,000	12	4,200,000	2,100.0	6,300,000
計	120,000,000	44,940,000	21,000,000	0	21,000,000	32,328,378	21,000,000		21,000	10,500	23,940,000

【車両購入金融費用】
○事業者の返済方法（元利均等の元金均等）

申請番号	金融費用補助 対象額(円) ※の額以内＝コ	償還期間 (月)	今年度償還回数		借入利率(%) 年利 エ	エと2.5%のうち 低い方の率 (%) テ	補助対象経費 ア	計画額(千円) ア×1/2＝サ
			(自)	(至)				
							円	
							円	
計							千円	

【所要経費】

補助対象経費(千円) マ＋ア	国庫補助金 内定申請額(千円) ケ＋サ
21,000	10,500

【負担者とその負担割合】

補助プロジェクト名	申請番号	負担者とその負担割合						「その他の者」の 負担割合	
		都道府県		市区町村		その他の者			
		負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合		
山陽	R3-1	945,000 円	54.42 %	円	%	円	%	791,279 円	45.58 %
	R3-2	945,000 円	54.42 %	円	%	円	%	791,279 円	45.58 %
	R4-1	945,000 円	50.38 %	円	%	円	%	930,510 円	49.62 %
	R4-2	945,000 円	50.38 %	円	%	円	%	930,510 円	49.62 %
	R5-1	1,260,000 円	45.45 %	円	%	円	%	1,512,000 円	54.55 %
	R5-2	1,260,000 円	45.45 %	円	%	円	%	1,512,000 円	54.55 %
	R6-1	2,100,000 円	46.35 %	円	%	円	%	2,430,400 円	53.65 %
	R6-2	2,100,000 円	46.35 %	円	%	円	%	2,430,400 円	53.65 %
合 計		10,500,000 円	%	円	%	円	%	11,228,378 円	%

表7 車両の取得を行う事業者

事業者名	サンデン交通株式会社
------	------------

1. 車両取得の概要

初年度(令和 9 年度)		車両の種類		購入等予定 年月		購入等の種別 (現金、割賦、リース)	
補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	車両の種類	乗車定員 (人)	車両の長さ(m)	現金	現金
山 陽	R9-1	下関駅～小月駅～大泊	ノンステップ型スロープ付き車両(標準仕様)	77	11.26	R9	1
山 陽	R9-2	下関駅～小月駅・小野田駅～おのミヤサンパーク	ノンステップ型スロープ付き車両(標準仕様)	77	11.26	R9	1

【購入車両減価償却費】
○事業者の減価償却方法(定率法・定額法)

定率法

申請番号	実費購入予定費(円)*消費税を除く		普通償却限度額 (円) A×(1/25×0.4)=ト A×(定率法)×0.2=B	特別償却額(円) チ	償却限度額 (円) ト+チ=ソ	事業者償却額 (円) ル	償却期間 (月) 7	償却期間 (月) 7	補助対象経費 (円) ソ×チ÷12=カ	計画額 (千円) カ×1/2=コ	*残存価格 (円) ヘ=カ=タ
	車両価格 イ	改造費 ハ									
R9-1	21,763,061	2,236,939	24,000,000	23,999,999	15,000,000	6,000,000	0	9	4,500,000	2,250.0	10,500,000
R9-2	21,763,061	2,236,939	24,000,000	23,999,999	15,000,000	6,000,000	0	9	4,500,000	2,250.0	10,500,000
計	43,526,122	4,473,878	48,000,000	47,999,998	30,000,000	12,000,000	0		9,000	4,500	21,000,000

【車両購入金融費用】
○事業者の返済方法(元利均等の元金均等)

--

申請番号	金融費用補助 対象額(円) への額以内	償還期間 (月)	借入利率(%) 年利 レ	レと2.5%のうち低い方の率(%) リ	補助対象経費 リ	計画額(千円) リ×1/2=ネ
計						千円

【所要経費】

補助対象経費(千円) カ+ツ	国庫補助金 内定申請額(千円) ヨ+ネ
9,000	4,500

【負担者とその負担割合】

補助プロジェクト名	申請番号	負担者とその負担割合						事業者自己負担		「その他の者」の 具体的な概要				
		都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の 具体的な概要				
		負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合			
山陽	R9-1	2,250,000	円	49.10	%	円	%	円	%	2,332,000	円	50.90	%	6832000
	R9-2	2,250,000	円	49.10	%	円	%	円	%	2,332,000	円	50.90	%	6832000
合計		4,500,000	円	49.10	%	円	%	円	%	4,664,000	円	50.90	%	

2年目以降(令和 9 年度)

補助ブロック名	申請番号	確保維持費国庫補助金申請番号	
		当該年度	前年度
山 陽	R5-1	下関駅～小月駅～大泊	4
山 陽	R5-2	下関駅～小月駅～小月駅～大泊	3
山 陽	R6-1	下関駅～豊津台3丁目～川柳温泉	2
山 陽	R6-2	下関駅～小月駅～大泊	5
山 陽	R7-1	下関駅～小月駅～美祿駅	6
山 陽	R7-2	下関駅～下大野～豊田町西市	5
山 陽	R8-1	下関駅～小月駅～大泊	4
山 陽	R8-2	下関駅～豊津台3丁目～川柳温泉	2

【購入車両減価償却費】
○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定 率 法

申請番号	補助対象限度額(円)	残存価額(円) 前年度7(2年目の 初年度)の額＝ $\frac{1}{2}$	普通償却限度額 (定率法) $\frac{1}{2} \times (0.5 \text{ or } 0.4) = \frac{1}{2}$ (定額法) $1 \times 0.2 = \frac{1}{5}$	特別償却額(円)	償却限度額(円) $\frac{1}{2} + \frac{1}{5} = \frac{7}{10}$	事業者償却額 (円)	のとちうに少ない方の額 (円)	償却期間(月)	補助対象経費 $\frac{1}{2} \times \frac{1}{2} \times \frac{1}{2} \times \frac{1}{2} \times \frac{1}{2}$ (最終年度) $\frac{1}{2} = \frac{1}{2}$	計画額(千円) $\frac{1}{2} \times \frac{1}{2} = \frac{1}{4}$	* 残存価格 (円) $\frac{1}{2} \times \frac{1}{2} = \frac{1}{4}$
R5-1	15,000,000	1,890,000	1,890,000	0	1,890,000	2,681,279	1,890,000	12	1,890,000	945.0	0
R5-2	15,000,000	1,890,000	1,890,000	0	1,890,000	2,681,279	1,890,000	12	1,890,000	945.0	0
R6-1	15,000,000	3,780,000	1,890,000	0	1,890,000	2,820,510	1,890,000	12	1,890,000	945.0	1,890,000
R6-2	15,000,000	3,780,000	1,890,000	0	1,890,000	2,820,510	1,890,000	12	1,890,000	945.0	1,890,000
R7-1	15,000,000	6,300,000	2,520,000	0	2,520,000	4,032,000	2,520,000	12	2,520,000	1,260.0	3,780,000
R7-2	15,000,000	6,300,000	2,520,000	0	2,520,000	4,032,000	2,520,000	12	2,520,000	1,260.0	3,780,000
R8-1	15,000,000	10,500,000	4,200,000	0	4,200,000	6,630,400	4,200,000	12	4,200,000	2,100.0	6,300,000
R8-2	15,000,000	10,500,000	4,200,000	0	4,200,000	6,630,400	4,200,000	12	4,200,000	2,100.0	6,300,000
計	120,000,000	44,940,000	21,000,000	0	21,000,000	32,328,378	21,000,000		21,000	10,500	23,940,000

【車両購入金融費用】
○事業者の返済方法（元利均等の元金均等）

申請番号	金融費用補助 対象額(円) ※の額以内＝コ	償還期間 (月)	今年度償還回数		借入利率(%) 年利 エ	エと2.5%のうち 低い方の率 (%) テ	補助対象経費 ア	計画額(千円) ア×1/2＝サ
			(自)	(至)				
							円	
							円	
計							千円	

【所要経費】

補助対象経費(千円) マ＋ア	国庫補助金 内定申請額(千円) ケ＋サ
21,000	10,500

【負担者とその負担割合】

補助プ ログ名	申請 番号	負担者とその負担割合						「その他の者」の 負担割合
		都道府県		市区町村		その他の者		
		負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
山陽	R4-1	945,000 円	54.42 %	円	%	円	%	791,279 円 45.58 %
	R4-2	945,000 円	54.42 %	円	%	円	%	791,279 円 45.58 %
	R5-1	945,000 円	50.38 %	円	%	円	%	930,510 円 49.62 %
	R5-2	945,000 円	50.38 %	円	%	円	%	930,510 円 49.62 %
	R6-1	1,260,000 円	45.45 %	円	%	円	%	1,512,000 円 54.55 %
	R6-2	1,260,000 円	45.45 %	円	%	円	%	1,512,000 円 54.55 %
	R7-1	2,100,000 円	46.35 %	円	%	円	%	2,430,400 円 53.65 %
	R7-2	2,100,000 円	46.35 %	円	%	円	%	2,430,400 円 53.65 %
合 計		10,500,000 円	%	円	%	円	%	11,228,378 円 %

表7 車両の取得を行う事業者

事業者名	サンデン交通株式会社
------	------------

1. 車両取得の概要

初年度(令和10年度)		車両の種類		購入等予定年月		購入等の種別(現金、割賦、リース)	
補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	車両の種類	乗車定員(人)	車両の長さ(m)	購入等予定年月	購入等の種別(現金、割賦、リース)
山陽	R10-1	下関駅～小月駅～美祿駅	ノンステップ型スロープ付き車両(標準仕様)	77	11.26	R10.1	現金
山陽	R10-2	下関駅～下大野～豊田町西市	ノンステップ型スロープ付き車両(標準仕様)	77	11.26	R10.1	現金

【購入車両減価償却費】
○事業者の減価償却方法(定率法の定額法)

定率法

実費購入予定表(円)*消費税を除く		普通償却限度額		特別償却額(円)		償却限度額(円)		事業者償却額(円)		償却期間(月)		補助対象経費		計画額(千円)		*残存価額(円) ヘ=カ-タ
申請番号	車両価格 イ	附属品価格 ロ	改造費 ハ	合計 イ+ロ+ハ+ニ	実費購入予定費合計額から償却価格を 控除した額(円) ニ=イ-ホ	もと限度額のうち 少ない方の額 (円) ヘ	額 (円) ヘ× (定率法) ヘ× (0.50×0.4)=ト (定率法) ヘ×0.2=ナ	特別償却額(円) チ	償却限度額(円) ト+チ=ス	事業者償却額(円) ル	償却期間(月) ヲ×ク+1.2(月) =カ	補助対象経費	償却期間(月) ヲ	もと限度額のうち 少ない方の額(円) ヲ	計画額(千円) カ×1/2=ヨ	
R10-1	21,763,061	2,236,939		24,000,000	23,999,999	15,000,000	6,000,000	0	6,000,000	9,600,000	9	4,500,000 円	9	6,000,000	2,250.0	
R10-2	21,763,061	2,236,939		24,000,000	23,999,999	15,000,000	6,000,000	0	6,000,000	9,600,000	9	4,500,000 円	9	6,000,000	2,250.0	
計	43,526,122	4,473,878		48,000,000	47,999,998	30,000,000	12,000,000	0	12,000,000	19,200,000		9,000 千円		12,000,000	4,500	21,000,000

【車両購入金融費用】
○事業者の返済方法(元利均等の元金均等)

--

申請番号	金融費用補助 対象額(円) ヘの額以内	償還期間 (月)	借入利率(%) 年利 シ	もと2.5%のうち低い方の率(%) リ	補助対象経費 ツ	計画額(千円) ツ×1/2=ネ
					円	円
					円	円
計					千円	

【所要経費】

補助対象経費(千円) カ+ツ	国庫補助金 内定申請額(千円) ヨ+ネ
9,000	4,500

【負担者とその負担割合】

補助ブ ロック名	申請 番号	都道府県		市区町村		事業者自己負担		その他の者		「その他の者」の 具体的概要
		負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	
山陽	R10-1	49.10 %	円	%	円	%	円	50.90 %	円	6832000
	R10-2	49.10 %	円	%	円	%	円	50.90 %	円	6832000
合計		49.10 %	円	%	円	%	円	50.90 %	円	

2年目以降(令和 10 年度)

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金申請番号	
			当該年度	初年度
山 陽	R6-1	下関駅～豊井台3丁目～川柳温泉	2	2
山 陽	R6-2	下関駅～小月駅～大泊	4	4
山 陽	R7-1	下関駅～小月駅～美祿駅	6	6
山 陽	R7-2	下関駅～下大野～豊田町西市	5	5
山 陽	R8-1	下関駅～小月駅～大泊	4	4
山 陽	R8-2	下関駅～豊井台3丁目～川柳温泉	2	2
山 陽	R9-1	下関駅～小月駅～大泊	6	6
山 陽	R9-2	下関駅～小月駅、小野田駅～おのisanパーク	3	3

【購入車両減価償却費】
○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定率法

申請番号	補助対象限度額(円)	残存価額(円)	普通償却限度額(定率法) $\frac{\text{額}}{\text{前年度7(2年目のみ分)の額}} \times 0.5 \text{ or } 0.4 = \Delta$ (定額法) $\Delta \times 0.2 =$	特別償却額(円)	償却限度額(円)	事業者償却額(円)	のとちうち少ない方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費 $\text{ク} \times \text{ト} \div 12 \text{ (月)} = \text{マ}$ (繰終年度) $\text{ク} = \text{マ}$	計画額(千円)	*残存価格(円) ラ=マ=フ
R6-1	15,000,000	1,890,000	1,890,000	0	1,890,000	2,820,509	1,890,000	12	1,890,000	マ × 1/2 = ク	0
R6-2	15,000,000	1,890,000	1,890,000	0	1,890,000	2,820,509	1,890,000	12	1,890,000	マ × 1/2 = ク	0
R7-1	15,000,000	3,780,000	1,890,000	0	1,890,000	3,024,000	1,890,000	12	1,890,000	マ × 1/2 = ク	1,890,000
R7-2	15,000,000	3,780,000	1,890,000	0	1,890,000	3,024,000	1,890,000	12	1,890,000	マ × 1/2 = ク	1,890,000
R8-1	15,000,000	6,300,000	2,520,000	0	2,520,000	3,978,240	2,520,000	12	2,520,000	マ × 1/2 = ク	3,780,000
R8-2	15,000,000	6,300,000	2,520,000	0	2,520,000	3,978,240	2,520,000	12	2,520,000	マ × 1/2 = ク	3,780,000
R9-1	15,000,000	10,500,000	4,200,000	0	4,200,000	6,720,000	4,200,000	12	4,200,000	マ × 1/2 = ク	6,300,000
R9-2	15,000,000	10,500,000	4,200,000	0	4,200,000	6,720,000	4,200,000	12	4,200,000	マ × 1/2 = ク	6,300,000
計	120,000,000	44,940,000	21,000,000	0	21,000,000	33,085,498	21,000,000		21,000	千円	23,940,000

【車両購入金融費用】
○事業者の返済方法（元利均等の元金均等）

申請番号	金融費用補助 対象額(円) ※の額以内＝コ	償還期間 (月)	今年度償還回数		借入利率(%) 年利	エと2.5%のうち 低い方の率 (%)	補助対象経費 ア	計画額(千円) ア×1/2＝サ
			(自)	(至)				
					エ	エ	円	
							円	
計							千円	

【所要経費】

補助対象経費(千円) マ＋ア	国庫補助金 内定申請額(千円) ケ＋サ
21,000	10,500

【負担者とその負担割合】

補助プロジェクト名	申請番号	負担者とその負担割合										「その他の者」の負担割合
		都道府県		市区町村		その他の者						
		負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	事業者自己負担	負担割合			
山陽	R5-1	945,000 円	50.38 %	円	%	円	%	930,509 円	49.62 %			
	R5-2	945,000 円	50.38 %	円	%	円	%	930,509 円	49.62 %			
	R6-1	945,000 円	45.45 %	円	%	円	%	1,134,000 円	54.55 %			
	R6-2	945,000 円	45.45 %	円	%	円	%	1,134,000 円	54.55 %			
	R7-1	1,260,000 円	46.35 %	円	%	円	%	1,458,240 円	53.65 %			
	R7-2	1,260,000 円	46.35 %	円	%	円	%	1,458,240 円	53.65 %			
	R8-1	2,100,000 円	45.45 %	円	%	円	%	2,320,000 円	54.55 %			
	R8-2	2,100,000 円	45.45 %	円	%	円	%	2,320,000 円	54.55 %			
合計		10,500,000 円	%	円	%	円	%	12,085,498 円	%			

地域公共交通計画と補助制度の連動化にかかる最低限の記載項目（セルフチェック表）

法 定 協 議 会 構 成 員	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）	黄色のセル欄に該当の者の名称を記入
	第6条第2項 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。	
	一 地域公共交通計画を作成しようとする 地方公共団体	下関市
	二 関係する 公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者 その他地域公共交通計画に定めようとする 事業を実施すると見込まれる者	
	三 関係する 公安委員会	下関警察署
	四 地域公共交通の利用者、学識経験者 その他の当該地方公共団体が必要と認める者	
	地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱 (令和6年3月21日 国総地第14号 国鉄事第80号 国自旅第362号 国自技環第207号 国海内第178号 国空事第1134号)	
	第3条第1項 一 関係する都道府県又は市区町村	下関市
	二 関係する交通事業者又は 交通施設管理者等	
	三 地方運輸局 又は地方航空局	国土交通省中国運輸局山口運輸支局
四 その他地域の生活交通の実情、その確保・維持・改善の取組に精通する者等協議会が必要と認める者	下関警察署、下関市連合会、社会福祉協議会、下関商工会議所、下関市立大学	
第3条第2項 関係する 都道府県及び市区町村 【「地域間幹線系統確保維持費国庫補助金」を市町村の計画に基づいて申請する場合】	山口県観光スポーツ文化部、長門市、美祢市、山陽小野田市	
※関係協会（バス協会・タクシー協会等）も構成員に含めることは可能ですが、運行実施者も構成員としておく必要があります。		
※法定協議会の下部組織（部会・分科会等）を設け、下部組織での議論を法定協議会に報告する形式での運用も可能です。		
※法定協議会の下部組織を設ける場合はその旨を設置要綱にその旨を明記してください。		

URL: https://www.city.shimonoseki.lg.jp/soshiki/73/133183.html	
運行費補助	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号） 第5条第2項 地域公共交通計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。 - 一 地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生の推進に関する基本的な方針 - 二 地域公共交通計画の区域 - 三 地域公共交通計画の目標 - 四 前号の目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項 - 五 地域公共交通計画の達成状況の評価に関する事項 - 六 計画期間 - 七 前各号に掲げるもののほか、地域公共交通計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱 （令和 6 年 3 月 2 1 日 国総地第 1 4 号 国鉄事第 8 0 号 国自旅第 3 6 2 号 国自技環第 2 0 7 号 国海内第 1 7 8 号 国空事第 1 1 3 4 号） 第7条第1項 陸上交通（地域間幹線系統）に係る地域公共交通確保維持事業を行う場合は、地域公共交通計画に、当該地域公共交通計画の計画期間内における次に掲げる事項について具体的に記載するものとする。 - 一 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統（補助系統）の地域の公共交通における位置付け・役割 - 二 前号を踏まえた地域公共交通確保維持事業の必要性 - 三 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統に係る事業及び実施主体の概要 - 四 地域公共交通計画の区域内全体における地域旅客運送サービスの利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法
	記載箇所
	3-2~3-4
	1-4
	3-2.5-2
	4-28~4-30
	5-2.5-4
	1-4
車両補助	運行費補助を受けようとする系統
	幹線 表1のとおり
	追補版P1
	追補版P6
	追補版P7
	5-2~5-3
車両補助	追補版P1
	—
	—
	—
	—
※車両補助の活用を見込む場合は、その旨も計画への記載が必要です。	

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者（地域間幹線系統）

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事業に要する 国庫補助額 (千円)	特 例 措 置	記載 箇所
山口県	サンデン交通(株)	(1) 下関駅～唐戸～川棚温泉	12,368.0千円		追補版P7
		(2) 下関駅～豊洋台3丁目～川棚温泉	11,103.0千円		追補版P7
		(3) 下関駅～小月駅・小野田駅～おのだサンパーク	12,336.0千円		追補版P7
		(4) 下関駅～小月駅～大泊	20,924.0千円		追補版P7
		(5) 下関駅～下大野～豊田町西市	18,469.0千円		追補版P7
		(6) 下関駅～小月駅～美祢駅	16,777.5千円		追補版P7
	ブルーライン交通(株)	(1) 豊田町西市～美祢青嶺高校～来福台	5,259.0千円	1	追補版P7
		運行予定者が協議会構成員になっているか確認ください。	合 計		

(注)

1. 本表に記載する運行予定系統を示した地図(運行予定系統が熊本地震被災市町村における応急仮設住宅の1キロメートル以内を経由することを図示したものを含む)を添付すること。
2. 「特例措置」には、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2 5. ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。
3. 補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。（記載例「令和〇年度、令和〇年度については、令和〇年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」）

様式第 1－1（日本産業規格 A 列 4 番）

下 地 協 第 2 2 号
令和 7 年 6 月 2 6 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称	下関市地域公共交通協議会
住 所	下関市南部町 1 番 1 号
代表者氏名	会 長 杉 浦 勝 章

地域公共交通計画認定申請書

地域公共交通計画のうち、地域公共交通確保維持事業に係る計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、記載すべき事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

【フィーダー系統】

令和 7 年 6 月 2 6 日

(名称) 下関市地域公共交通協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

合併前の菊川、豊田、豊浦、豊北地域においては、住民の移動手段を確保するためそれぞれ生活バスが運行されていたが、地域によって運行の態様等は様々であった。

その後の合併協議において新たな制度の構築がされることになり、4町地域のバス交通制度について、サービス水準の統一や地域間における公平性を図りながらそれぞれの地域状況にあった移動手段を確保するため、平成20年度に「下関市地域交通総合連携計画」を策定した。この基本方針に基づき、各地域内のバス交通計画を作成し、平成21年度「地域公共交通活性化・再生総合事業」の支援を受け、実証運行を経て、平成22年4月から本格運行を実施した。

平成24年度からは「地域公共交通確保維持改善事業」の支援を受け、運行を継続的に行っているところであるが、利用者数は減少傾向にあり、運行を取り巻く環境は厳しい。平成30年3月には下関市地域公共交通網形成計画を策定し、実施施策として「生活バス路線の再編」「生活バスの運行」を定め、その後、「下関市地域公共交通再編実施計画」策定における取組として公共交通不便地域のアクセス改善や生活交通確保の検討を行っている。

豊田・菊川地域では、広域移動を担う路線バスが幹線道路を運行しており、生活バスについては地域内交通として路線バスを補完する支線の役割を担っている。

生活バスを運行している地域は、集落が分散しており、集落から幹線道路の路線バス停留所までは距離がある過疎地域及び中山間地域等であり、生活バスは日常生活に不可欠な交通弱者の交通手段として機能している。

当該地域住人の生活圏は、各地域内のほか、下関市の中心部や豊浦、豊北、長門市方面にまで及んでおり、生活バスが広域移動の手段である幹線バス路線にも接続している必要性が非常に高い。

以上より、今後も継続的な公共交通の維持と、住民の生活交通手段を確保し続ける事が、必要不可欠である。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

・ 令和 8 年度の目標利用者数設定

デマンド運行系統：

令和 4 年度（R3 年 10 月～）から令和 6 年度（～R6 年 3 月）までの利用実績から算出

定時定路線運行系統：

年間運行回数から、1 回当たりの平均輸送人員 2 人以上となる値を算出

・ 令和 9 年度・令和 10 年度の目標利用者数について

豊田町・菊川町では、年々人口の減少が進んでおり、今後も同様の状況が続くと考えられる。令和 9 年度以降については、利用促進活動を継続して行うとともに、潜在需要の開拓を行うことで、利用者数の維持を目指すものとして、目標利用者数を設定。

豊田地域：（デマンド）杵路子線 一の俣線 今出線 一の瀬線

菊川地域：（デマンド）樫ノ木・保木線

（定時定路線）内日・田部循環線

目標利用者数：令和 8 年(2026)度 豊田地域 2,430 人/年、菊川地域 2,220 人/年

令和 9 年(2027)度 豊田地域 2,430 人/年、菊川地域 2,220 人/年

令和 10 年(2028)度 豊田地域 2,466 人/年、菊川地域 1,916 人/年

・ 補助金を活用し、利用促進を図り、収支の 1 %改善を目指すことで、公的負担の現状維持を目指す。

（下関市地域公共交通計画 第 5 章 5-2 参照）

(2) 事業の効果

生活バスを維持することで、買物や通院など各地域内における生活のための移動手段が確保され、高齢者等の外出促進が図られると共に、幹線系統に接続することで広域移動の機会についても確保される。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・乗車料金の一律ワンコイン（100 円）を継続。（H30 年 4 月～）
- ・再編実施計画に伴う、運行の見直し（R2. 10. 1～R7. 9. 30）
- ・広報チラシの回覧などによる住民意識の醸成

実施主体：下関市

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）による「表 1」添付。

【表 1 への添付資料】

- ・運行系統図
- ・フィーダー補助系統の概要一覧
- ・チラシ、時刻表

【補助要件の具備】

要綱別表 7（第 16 条第 1 項関連）

地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金（補助対象事業の基準）より

ハ②(1) 過疎地域等のいずれかをその沿線に含む地域間交通ネットワークに接続するフィーダー系統による運行であること

→ 別添「運行系統図」及び「運行系統概要一覧」参照。

②(2) 半径 1 キロメートル以内にバスの停留所、鉄軌道駅、海港及び空港が存しない集落、市街地その他の交通不便地域として地方運輸局長等が指定する地域の住民等の移動確保のための地域間交通ネットワークに接続するフィーダー系統であること。

→ 別添「交通不便地域指定地区」図参照

ニ 既存交通ネットワーク等との整合が図られていること。

→ 別添「運行系統図」のとおり既存バス路線とすみ分けを行っている。

ホ③ 前年度補助対象期間から地域公共交通計画又は生活交通確保維持改善計画に基づき運行されているもの

→ 豊田地域： 杵路子線、一の俣線、今出線、一の瀬線

菊川地域： 樅ノ木・保木線、内日・田部循環線

【運行予定者の選定】

地域に密着した運行内容であることから、地域の道路事情を熟知し、市内に営業所を持って不測の事態にも対応可能な体制の事業者を市の登録事業者から選定し、総合的に判断するために指名競争入札を行う。

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

下関市が運行を委託するため、補助対象経費から国庫補助金額を引いた額を委託料として下関市が負担する。

6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法

・利用者数や収支について、数値指標によるモニタリング・評価を実施 ・利用者アンケート、住民ヒアリング等。
7. 別表 1 の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
該当なし
8. 別表 1 の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
該当なし
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 <u>【地域内フィーダー系統のみ】</u>
「表 5」を添付
11. 車両の取得に係る目的・必要性 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
13. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用

した利用促進策) 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
該当なし	
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
該当なし	
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
(1) 事業の目標	
該当なし	
(2) 事業の効果	
該当なし	
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
該当なし	
18. 協議会の開催状況と主な議論	
・平成20年3月8日	協議会の設立
・平成25年4月15日	地域公共交通確保維持改善事業の事業評価
・平成25年6月24日	生活交通ネットワーク計画協議（H26～H28）
・平成26年6月26日	生活交通ネットワーク計画協議（H27～H29）
・平成26年12月12日	地域公共交通確保維持改善事業の事業評価
・平成27年2月3日	生活バス（菊川地域）のバス停新設に係る協議
・平成27年6月25日	地域内フィーダー系統確保維持計画協議（H28～H30）
・平成27年12月9日	地域公共交通確保維持改善事業の事業評価
・平成28年3月10日	生活バス（豊田地域）の運行ルートの変更に係る協議
・平成28年6月27日	地域内フィーダー系統確保維持計画協議（H29～H31）
・平成28年12月19日	地域公共交通確保維持改善事業の事業評価
・平成29年5月29日	自家用有償旅客運送の更新登録に係る協議
・平成29年8月29日	地域内フィーダー系統確保維持計画協議（H30～H32）
・平成29年10月30日	下関市生活バスのワンコイン化について
・平成29年12月19日	地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価について
・平成30年2月26日	第8回下関市公共交通整備検討委員会 （下関市総合交通戦略・網形成計画の承認）
・平成30年3月30日	下関市地域公共交通網計画策定
・平成30年4月23日	栗野地区コミュニティタクシーの廃止について
・平成30年6月25日	地域内フィーダー系統確保維持計画協議（H31～H33）
・平成30年7月10日	下関市地域公共交通会議の新委員就任に伴う新会長・副会長の選任について
・平成30年9月5日	下関市・山口宇部空港直行乗合タクシー事業計画（案）について

・平成31年1月10日	地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価について 下関市総合交通戦略（下関市地域公共交通網形成計画）の 進捗管理について
・令和元年6月24日	平成30年度市町村運営有償運送の運行状況について 地域内フィーダー系統確保維持計画について 下関市総合交通戦略（下関市地域公共交通網形成計画）の 進捗管理について
・令和元年8月8日	生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業）案に ついて
・令和元年12月24日	令和元年度地域公共交通確保維持改善事業（地域内フィーダー系 統確保維持費国庫補助金・地域公共交通再編推進事業）に関する 事業評価について 菊川町生活バス「縦ノ木・保木線」貨客混載試行運行の実施に ついて 菊川児童クラブ移転に伴う菊川地区生活バスの一部経路変更 について
・令和2年2月14日	下関市地域公共交通再編実施計画(案)の策定について（報告）
・令和2年5月21日	下関市生活バス 運行方法の変更計画（案）について 下関市生活バス 停留所の名称変更について 下関市生活バス 運休日の変更について
・令和2年7月15日	自家用有償旅客運送 登録の更新について 地域内フィーダー系統確保維持計画について 令和元年度自家用有償旅客運送の運行実績について 下関市総合交通戦略（下関市地域公共交通網形成計画）の 進捗管理について 下関市地域公共交通再編実施計画の策定について
・令和3年1月6日	令和2年度地域公共交通確保維持改善事業（地域内フィーダー系 統確保維持費国庫補助金）に関する事業評価について 令和元年度地域公共交通確保維持改善事業（バリアフリー化設備 等整備事業）に関する事業評価について 菊川町生活バス「縦ノ木・保木線」貨客混載について
・令和3年6月21日	地域内フィーダー系統確保維持計画について 令和2年度自家用有償旅客運送の運行実績について 下関市総合交通戦略（下関市地域公共交通網形成計画）の 進捗管理について
・令和3年7月19日	下関市生活バス（菊川）における貨客混載事業について 山口宇部空港とJR下関駅を結ぶ乗合タクシーの運行について
・令和4年1月6日	令和3年度地域公共交通確保維持改善事業（地域内フィーダー系 統確保維持費国庫補助金）に関する事業評価について 下関市生活バス（菊川）における貨客混載事業について 新型コロナウイルス感染症に関する市内バスの状況について
・令和4年6月30日	下関市生活バス 菊川町における経路及び便数の一部変更について 下関市生活バス 地域内フィーダー系統確保維持計画について 令和3年度 自家用有償旅客運送の運行実績について 下関市総合交通戦略（下関市地域公共交通網形成計画）の 進捗管理について
・令和4年9月1日	下関市生活バスにおける少量貨物有償運送更新許可申請について
・令和5年1月13日	令和4年度地域公共交通確保維持改善事業（地域内フィーダー系 統確保維持費国庫補助金）に関する事業評価について 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく協議会への 移行について
・令和5年3月23日	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく協議会への

	移行について
・ 令和 5 年 5 月 11 日	下関市地域公共交通協議会規約（案）について 下関市地域公共交通協議会の役員について 下関市地域公共交通協議会事務局規程（案）について 下関市地域公共交通協議会財務規程（案）について 下関市地域公共交通協議会報酬及び費用弁償規程（案）について 令和 5 年度下関市地域公共交通協議会事業計画（案）及び予算（案）について 令和 5 年度下関市地域公共交通計画策定業務の発注について ※同日「下関市地域公共交通協議会」発足
・ 令和 5 年 6 月 30 日	自家用有償旅客運送 登録の更新について 下関市生活バス 地域内フィーダー系統確保維持計画について 令和 4 年度 自家用有償旅客運送の運行実績について 下関市総合交通戦略（下関市地域公共交通網形成計画）の進捗管理について
・ 令和 5 年 8 月 4 日	生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業）案について 下関市生活バスにおける少量貨物有償運送更新許可申請について
・ 令和 5 年 11 月 27 日	下関市地域公共交通計画について 一般乗合旅客自動車運送事業者における路線廃止について
・ 令和 5 年 12 月 25 日	令和 5 年度地域公共交通確保維持改善事業（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金）に関する事業評価について
・ 令和 6 年 2 月 21 日	自家用有償旅客運送の変更登録の申請について 下関市生活バス（豊田地域）における運行管理の体制等の変更について
・ 令和 6 年 5 月 16 日	下関市地域公共交通協議会事務局規程の改正について
・ 令和 6 年 6 月 27 日	下関市地域公共交通網形成計画の一部改訂及び地域公共交通確保維持事業に係る計画について 令和 5 年度 自家用有償旅客運送の運行実績について 下関市総合交通戦略（下関市地域公共交通網形成計画）の進捗管理について 下関市地域公共交通計画策定業務の進捗状況等について
・ 令和 6 年 8 月 27 日	下関市生活バスにおける少量貨物有償運送更新許可申請について
・ 令和 6 年 11 月 11 日	下関市地域公共交通計画素案について
・ 令和 6 年 12 月 24 日	令和 6 年度地域公共交通確保維持改善事業（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金）に関する事業評価について
・ 令和 7 年 1 月 30 日	下関市地域公共交通計画素案について
・ 令和 7 年 3 月 12 日	地域公共交通確保維持事業に係る計画変更について 令和 5 年度下関市地域公共交通計画策定業務の契約の一部変更（予定）について 令和 6 年度下関市地域公共交通協議会事業計画の変更について
・ 令和 7 年 5 月 27 日	令和 6 年度下関市地域公共交通協議会事業報告及び決算報告について 令和 7 年度下関市地域公共交通協議会事業計画（案）及び予算（案）について 下関市地域公共交通計画（案）について 令和 7 年度下関市地域公共交通利便増進実施計画検討業務の発注について
・ 令和 7 年 6 月 26 日	下関市地域公共交通計画の一部改訂（案）について 令和 6 年度自家用有償旅客運送の運行実績について 下関市総合交通戦略（下関市地域公共交通網形成計画）の進捗管理について 下関市地域公共交通利便増進実施計画策定業務について

19. 利用者等の意見の反映状況

- ・ 地域のイベント（敬老会等）で、広報チラシを配布した住民意識の醸成。
- ・ 広報チラシの回覧などによる住民意識の醸成。
- ・ 生活バス路線沿線住民へのアンケート実施。
- ・ アンケート結果及び地元要望等を、バス路線の再編実施計画に反映。

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）下関市南部町 1－1

（所 属）下関市都市整備部都市計画課

（氏 名）坂田 夕貴

（電 話）083-231-1441

（e-mail）tskotsut@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

表 1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

R8年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別 (別表7・9)	基準ハで 該当する 要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹線系統等と 接続の確保	基準ホで 該当する要件 (別表7のみ)
下関市	下関市	(1)	奎路子線	下奎路子 下八道 鷹子・庭田			291日	803.0回			区域	②-(1)	乗り継ぎに配慮したダイヤ ：殿居ほか9停留所 ・ブルーライン交通(滝部線) ・サンデン交通(下関・豊田線、仙崎線)	③
		(2)	一の俣線	一ノ俣 上浮石 秋葉・稲見			291日	646.0回			区域	②-(1)	乗り継ぎに配慮したダイヤ ：荒木温泉ほか8停留所 ・ブルーライン交通(滝部線) ・サンデン交通(下関・豊田線、仙崎線)	③
		(3)	今出線	今出 台			291日	306.0回			区域	②-(1)	乗り継ぎに配慮したダイヤ ：石柱溪口ほか6停留所 ・サンデン交通 (下仙崎線、下関・豊田線、仙崎線)	③
		(4)	一の瀬線	日高萩			291日	480.0回			区域	②-(1)	乗り継ぎに配慮したダイヤ ：阿座上口ほか6停留所 ・サンデン交通(下関・豊田線、仙崎線)	③
		(5)	樫ノ木 ・保木線	中山 保木 轡井			291日	757.0回			区域	②-(2)	乗り継ぎに配慮したダイヤ ：岡枝、田部停留所 ・サンデン交通(下関・豊田線、仙崎線)	③
		(6)	内日・田部 循環線	バス ターミナル	吉賀・檜崎 日新・植田 内日下	バス ターミナル	25.0km 循環	291日	531.0回			路線定期	②-(2)	乗り継ぎに配慮したダイヤ ：内日河原停留所、岡枝、田部停留所 ・サンデン交通 (新下関線、下関・豊田線、仙崎線)

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「O」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

〈表 1 「計画運行回数」 根拠資料〉

◆令和8年度計画運行回数は、令和4年度～令和6年度の実績を踏まえて以下のとおりとした。

令和4年度～令和6年度フィードバック補助金交付申請資料より

補助 ブロック名	市区町 村名	申請 番号	運行 系統名	運行系統			R8 計画 運行日数	R8 最大計画 運行回数 い	R4（実績） 運行回数 割合	R5（実績） 運行回数 割合	R6（実績） 運行回数 割合	過去3年間の 最大運行割合	R8 推計運行 割合 ろ	R8 計画運行 回数 い×ろ=は	令和8年度 計画運行回数の算定方法	
				起点	主な 経由地	終点										
山陽	下関市	1	全路子線		下全路子 下八道 鷹子 庭田		291 日	873.0回	49.15%	49.43%	92.00%	92.00%	92.00%	803.0回	最大計画運行回数に過去 3年間の運行割合（実績） の最大値を基にした推計運 行割合を乗じて算出。	
		2	一の俣線		一ノ俣 上浮石 秋葉 稲見		291 日	873.0回	17.86%	16.15%	74.00%	74.00%	74.00%	646.0回		
		3	今出線		今出 台		291 日	873.0回	16.38%	16.84%	35.00%	35.00%	35.00%	306.0回		
		4	一の瀬線		日高萩		291 日	873.0回	24.32%	27.30%	55.00%	55.00%	55.00%	480.0回		
		5	縦ノ木 保木線		中山 保木 轡井		291 日	1,113.0回	27.08%	27.96%	68.00%	68.00%	68.00%	757.0回		
		6	内日 ・田部 循環線	バスター ミナル	吉賀 檜崎 日新 植田 内日下	バスター ミナル	291 日	531.0回	—	—	—	—	—	531.0回		
合計			系統													

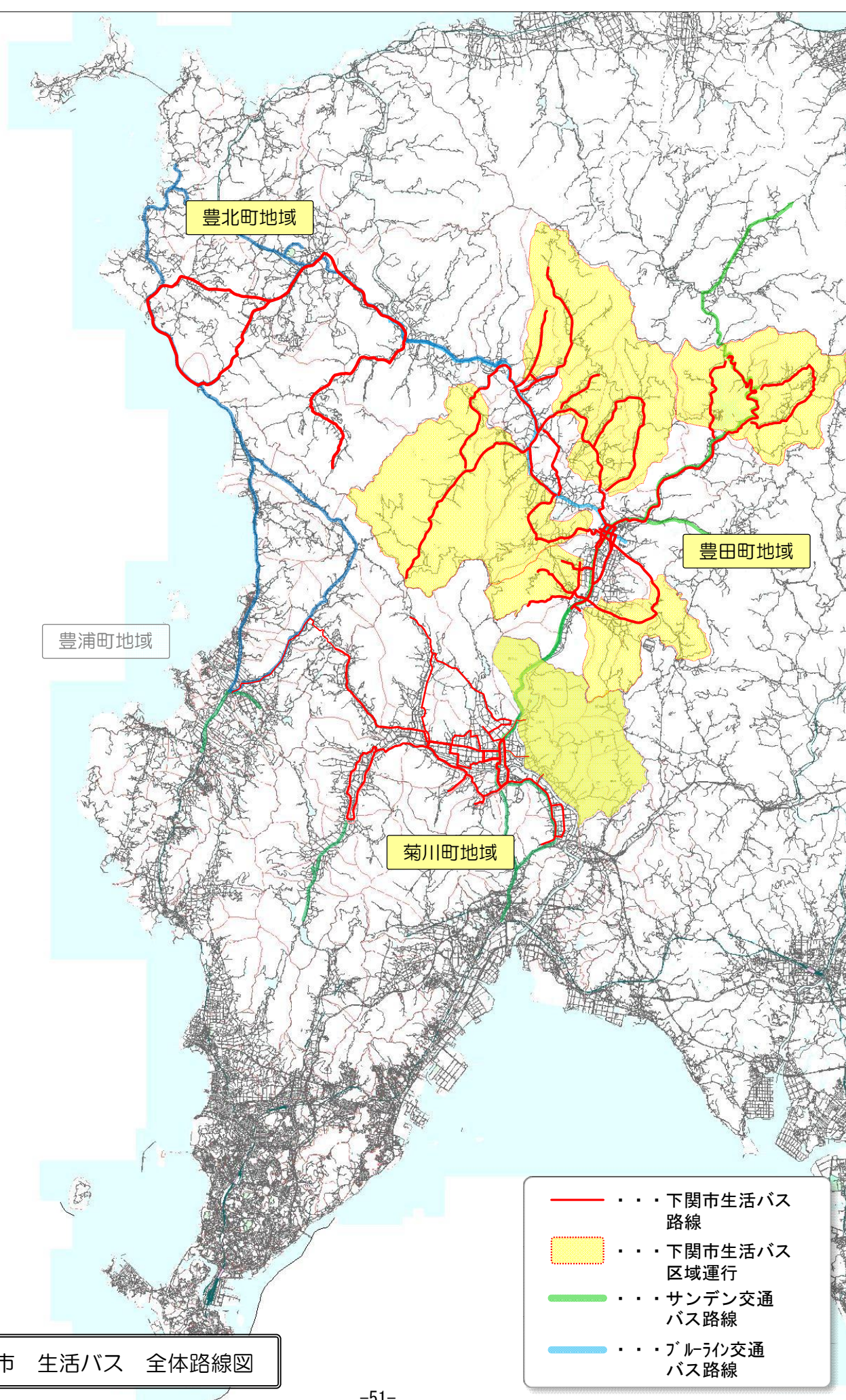
【ライダー補助系統の概要一覧】

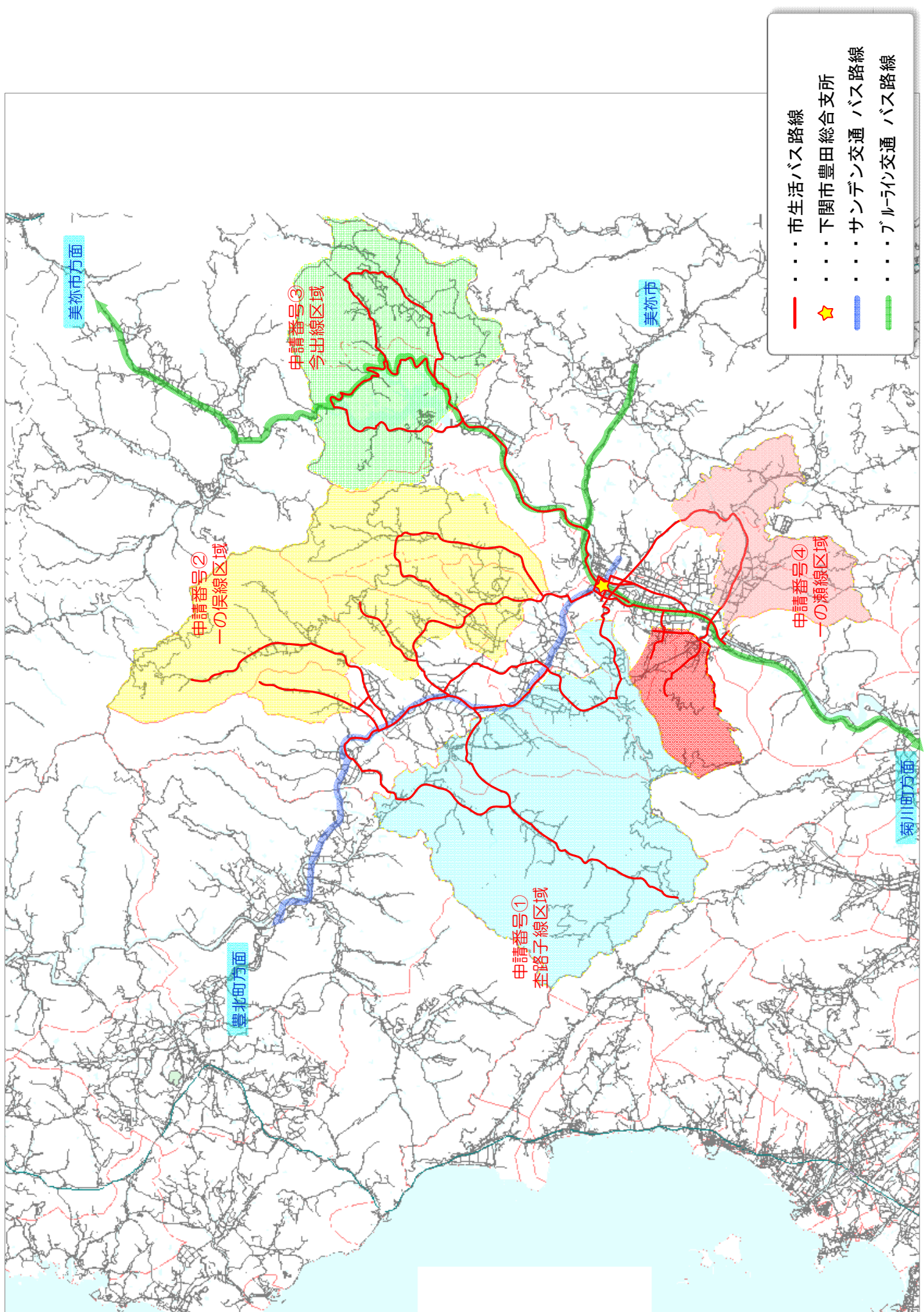
※複数運行事業者である場合の参考

表 1 添付資料

申請 番号	運行事業者	運行系統名	運行ダイヤ	運行回数／日	キロ程 (km) 又は 1回当たりの サービス提供時間	結節点の概要 (バス路線名・駅・港等)	備 考
1	下関市	奎路子線	月～土 (日・祝日・ 12月29日～1月3日運休)	3回/日	60分	・ブルーライン交通㈱ (滝部線) ・サンデーン交通㈱ (下関・豊田線、仙崎線)	区域運行 (デマンド)
2	下関市	一の俣線	月～土 (日・祝日・ 12月29日～1月3日運休)	3回/日	60分	・ブルーライン交通㈱ (滝部線) ・サンデーン交通㈱ (下関・豊田線、仙崎線)	区域運行 (デマンド)
3	下関市	今出線	月～土 (日・祝日・ 12月29日～1月3日運休)	3回/日	60分	・サンデーン交通㈱ (下仙崎線、下関・豊田線、 仙崎線)	区域運行 (デマンド)
4	下関市	一の瀬線	月～土 (日・祝日・ 12月29日～1月3日運休)	3回/日	40分	・サンデーン交通㈱ (下関・豊田線、仙崎線)	区域運行 (デマンド)
5	下関市	樅ノ木・保木線	月～土 (日・祝日・ 12月29日～1月3日運休)	月～金：4回/日 土：3回/日	60分	・サンデーン交通㈱ (下関・豊田線、仙崎線)	区域運行 (デマンド)
6	下関市	内日・田部 循環線	月～土 (日・祝日・ 12月29日～1月3日運休)	月～金：2回/日 土：1回/日	25.0km/回	・サンデーン交通㈱ (新下関線、下関・豊田線、 仙崎線)	路線定期運行

○運行回数は、1往復を1回とし、循環系統の場合は1循環で運行回数1回とする。往路若しくは復路の場合のみは0.5回とする。



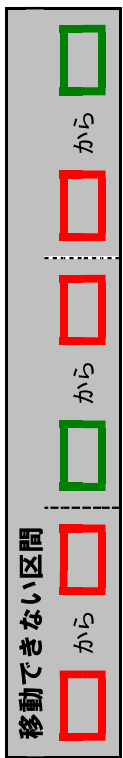
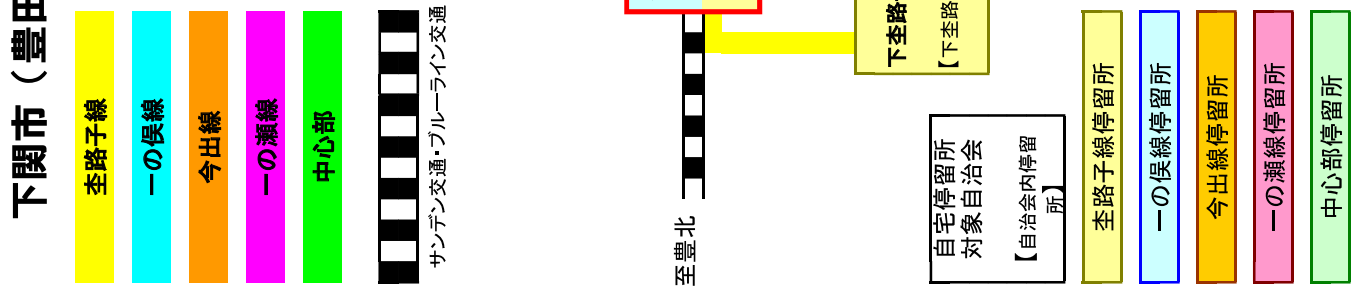


下関市（豊田）生活バス 乗降区間図

至長門市

至美祿市

至菊川



一の俣自治会
【一の俣集会所】
【本浴上生活改善センター】

佐野自治会
【佐野公会堂】

上浮石自治会
【小谷管理センター】

秋葉自治会
【金道管理センター】

稲見自治会
【稲見上集会所】
【稲見下集会所】
【稲見生活改善センター】

下八道自治会
【下八道ふれあいセンター】
【豊田農業公園のりの丘】

鷹子自治会
【鷹子集落センター】

庭田自治会
【庭田公会堂】

下奎路子自治会
【下奎路子公会堂】

上奎路子自治会
【奎路子清流館】
【河内集会所】
【野谷集会所】

荒木温泉
バス停留所

殿居診療所

殿居バス停

豊田前バス停
豊田前バス停
校前バス停
豊田前バス停

浮石バス停

豊田総合支所
長正司バス停
西市中央バス停
西市バス停
ナフコ豊田店
千葉クリニック
ラビール・ゆめマート豊田店
道の駅 釜街道西ノ市

豊田生涯学習センター
豊田中央病院

阿座上自治会のうち阿座上1番地1から418番地までの地域
【阿座上公会堂】

阿座上ロババス停

手洗バス停

石町自治会のうち江良地域
【江良公会堂】

石町バス停

日高級自治会
【日野公会堂】
【高山公会堂】
【萩原公会堂】
【日野温泉いこいの家】

中の瀬自治会
【一の瀬公会堂】
【中の川集落センター】

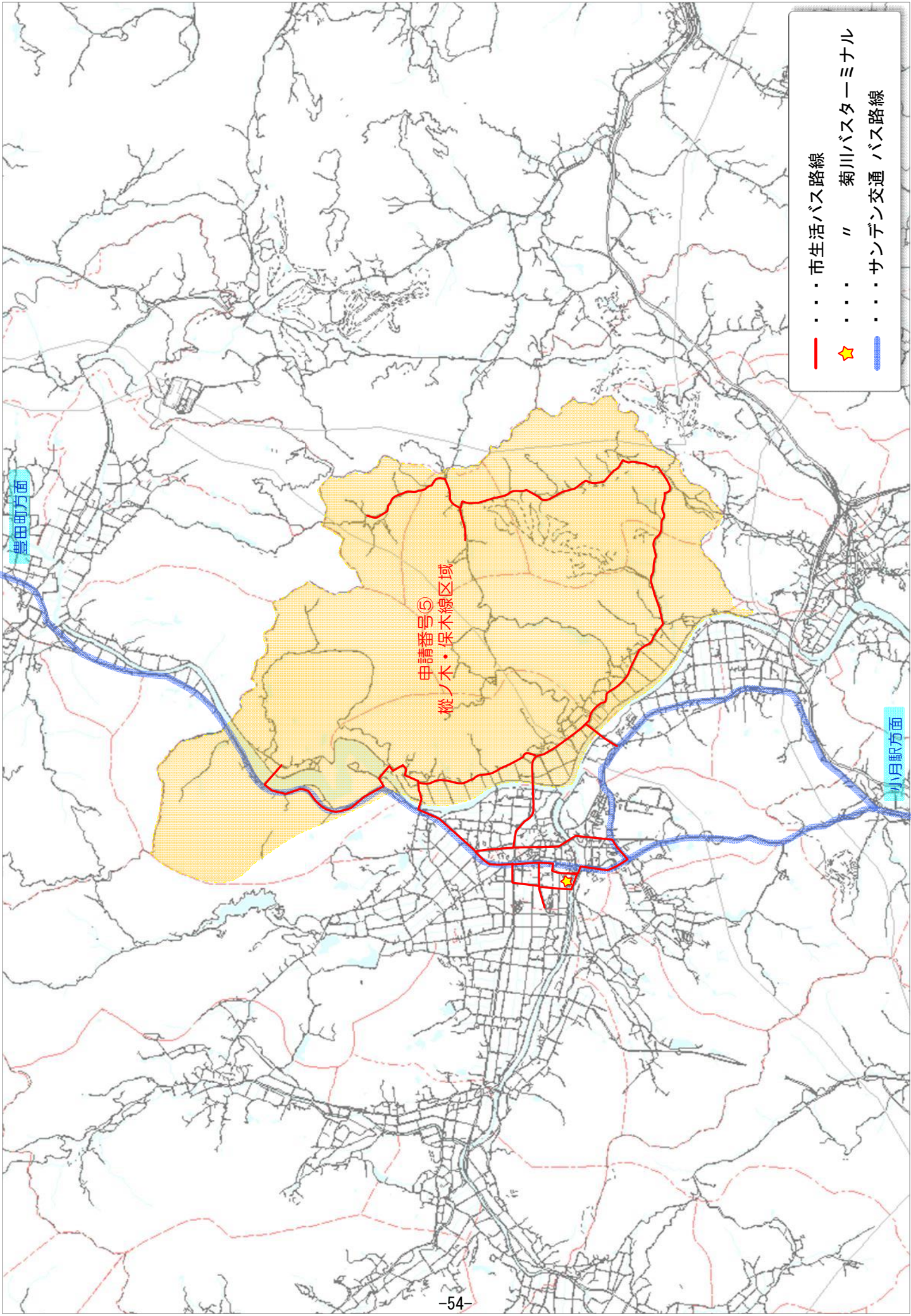
今出自治会
【今出集会所】

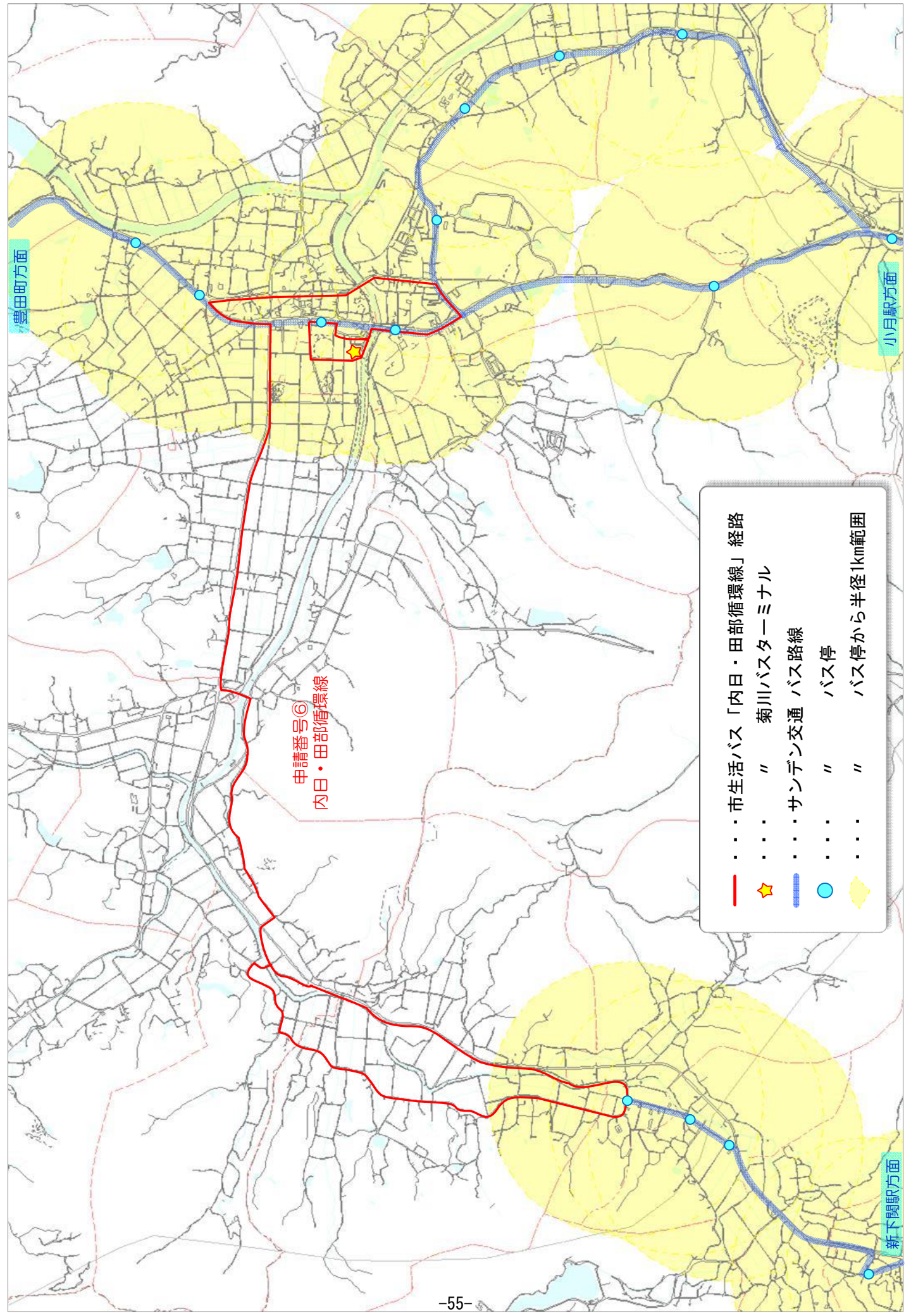
台自治会
【台集会所】

地吉自治会
【地吉集会所】

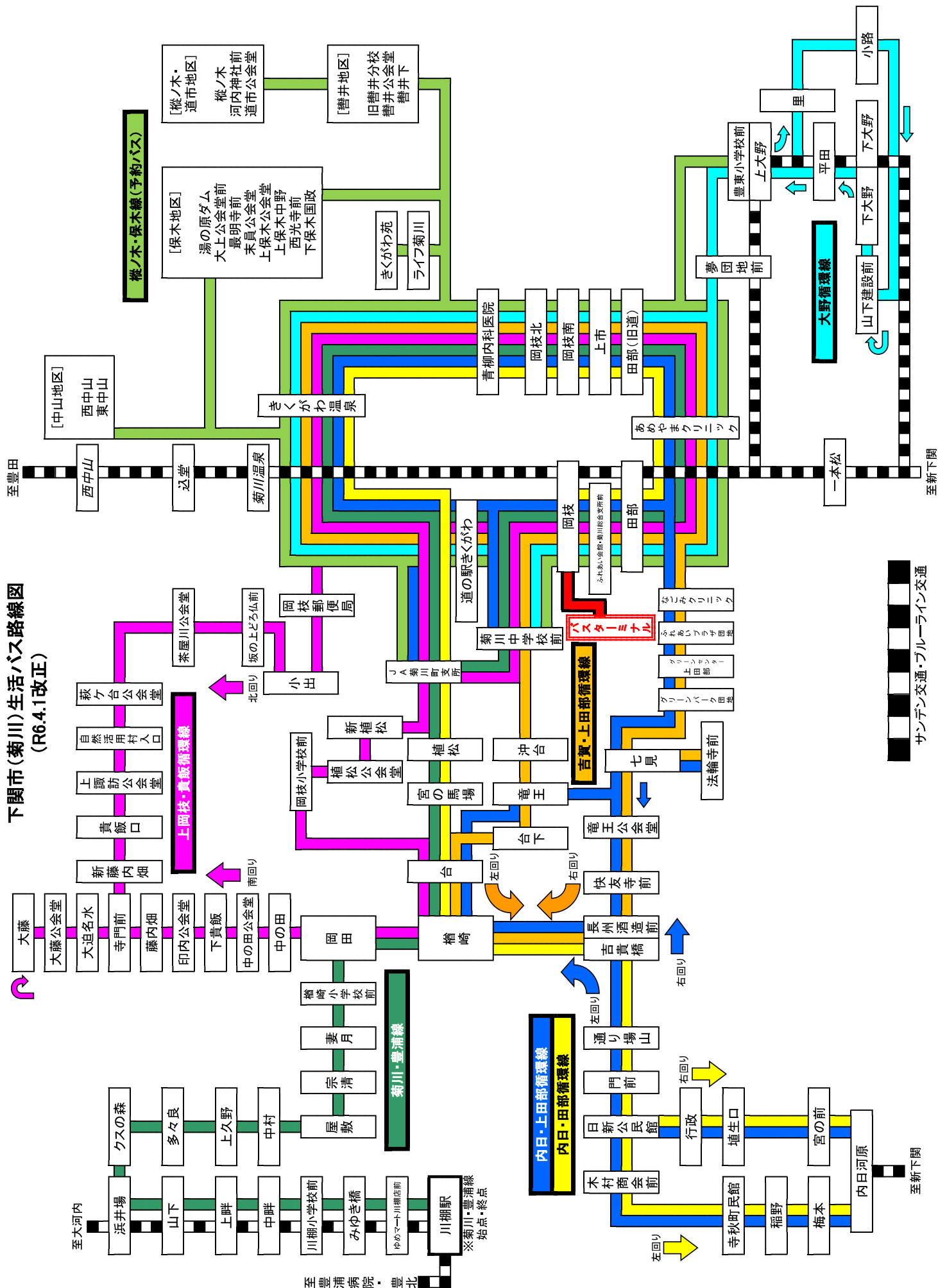
石柱溪ロババス停
三豊公民館入口ロババス停

※ バス路線と競合する区間で乗車し降車することはできません。

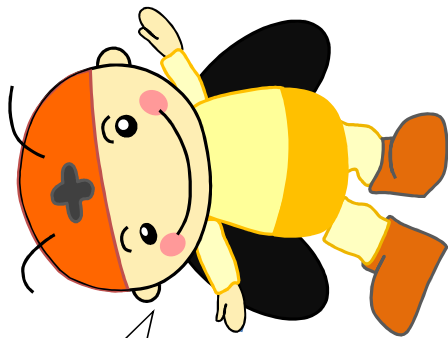




下関市(菊川)生活バス路線図
(R6.4.1改正)



下関市(豊田)生活バス 時刻表



生活バスは予約制です。
ご利用の際は、まずご予約を！
およその到着時間をお知らせ
します。
(バスの中でも予約できます。)

予約によって、各路線1日3便運行します。

利用料金は、距離に関係なく1回の乗車につき大人100円・小学生以下50円です。
回数券または現金でお願いします。

(現金の場合おつりは出ないのでご注意ください。)

回数券はバス車内または豊田総合支所地域政策課窓口で購入できます。

障害者等割引＝手帳等提示により料金が半額になります。

自宅登録対象自治会の方は、登録すればご自宅近くで乗降できます。

ご自宅近くでの乗降車を希望される方は、事前に豊田総合支所地域政策課で申請してください。

○お問合せ先 豊田総合支所地域政策課：083-766-1056

運行：月～土(年末年始と祝日除く)

系統名	全路子線		一の俣線		今出線		一の瀬線	
	該当自治会	停留所	該当自治会	停留所	該当自治会	停留所	該当自治会	停留所
行先	庭田 庭田 下八道 下全路子 上全路子	庭田公会堂 鷹子集落センター 下八道ふれあいセンター 豊田農業公園みのりの丘 下全路子公会堂 全路子清流館 河内集会所 野谷集会所	稲見 秋葉 上浮石 一の俣 佐野	稲見上集会所 稲見下集会所 稲見生活改善センター 金道管理センター 小谷管理センター 一の俣集会所 本浴上生活改善センター 佐野公会堂	台 今出 地吉	台集会所 今出集会所 地吉集会所	日高萩 中の瀬 石町 (江良地区) 阿座上 (1番地1か ら418番地)	日野温泉いこいの家 日野公会堂 高山公会堂 萩原公会堂 中の川集落センター 一の瀬公会堂 江良公会堂 阿座上公会堂
予約電話 番号	0120-39-1142							
西市車庫 発時刻	8:00		8:30		8:00		8:00	
	13:00		12:00		11:30		11:30	
	15:00		14:30		13:30		15:30	
予約バ 切時間等	※3日前から当日出発時刻の30分前まで (1便は前日の午後7時まで) ※受付時間 午前9時から午後7時まで							

下関市(菊川)生活バス時刻表

(令和6年4月1日)

内日・田部循環線 (左回り)		内日・田部循環線 (右回り)		内日・上田部循環線 (左回り)		内日・上田部循環線 (右回り)	
停留所	1便	停留所	2便	停留所	1便	停留所	2便
バスターミナル	7:14	バスターミナル	8:59	バスターミナル	10:45	バスターミナル	13:17
岡枝	7:16	岡枝	9:01	岡枝	10:47	岡枝	13:19
田部	7:18	田部	9:03	田部	10:49	田部	13:21
あめやまクリニック	7:20	あめやまクリニック	9:05	あめやまクリニック	10:51	あめやまクリニック	13:23
岡枝(旧道)	7:21	岡枝(旧道)	9:06	岡枝(旧道)	10:52	岡枝(旧道)	13:24
上市	7:22	上市	9:07	上市	10:53	上市	13:25
岡枝南	7:23	岡枝南	9:08	岡枝南	10:54	岡枝南	13:26
岡枝北	7:24	岡枝北	9:09	岡枝北	10:55	岡枝北	13:27
青柳内科医院	7:25	青柳内科医院	9:10	青柳内科医院	10:56	青柳内科医院	13:28
きくがわ温泉	7:26	きくがわ温泉	9:11	きくがわ温泉	10:57	きくがわ温泉	13:29
JA菊川町支所	7:27	JA菊川町支所	9:12	JA菊川町支所	10:58	JA菊川町支所	13:30
植松	7:28	植松	9:14	道の駅きくがわ	11:01	道の駅きくがわ	13:33
宮の馬場	7:29	宮の馬場	9:15	JA菊川町支所	11:02	JA菊川町支所	13:34
台	7:30	台	9:16	岡枝	11:04	岡枝	13:36
檜崎	7:31	檜崎	9:17	田部	11:05	田部	13:37
吉貴橋	7:33	吉貴橋	9:19	なごみクリニック	11:06	なごみクリニック	13:38
通り場山	7:36	通り場山	9:22	なごみクリニック	11:08	なごみクリニック	13:40
門前	7:37	門前	9:23	ふれあいプラザ田地	11:09	ふれあいプラザ田地	13:41
日新公民館	7:38	日新公民館	9:24	グリーンセンターと田部	11:10	グリーンセンターと田部	13:42
木村商会前	7:40	行政	9:25	グリーンセンターと田部	11:11	グリーンセンターと田部	13:43
寺秋町民館	7:41	植田口	9:26	七見	11:14	法輪寺前	13:48
細野	7:44	宮の前	9:28	竜王公会堂	11:16	七見	13:50
梅本	7:45	内日河原(着)	9:30	快友寺前	11:17	竜王公会堂	13:52
内日河原(着)	7:47	内日河原(発)	9:33	長州酒造前	11:18	快友寺前	13:53
内日河原(発)	7:50	梅本	9:35	通り場山	11:21	長州酒造前	13:54
宮の前	7:52	細野	9:36	門前	11:22	通り場山	13:57
植田口	7:54	寺秋町民館	9:39	日新公民館	11:23	門前	13:58
行政	7:55	木村商会前	9:40	木村商会前	11:25	日新公民館	13:59
日新公民館	7:56	日新公民館	9:42	寺秋町民館	11:26	行政	14:00
門前	7:57	門前	9:43	稲野	11:29	植田口	14:01
通り場山	7:58	梅本	9:44	宮の前	11:30	宮の前	14:03
吉貴橋	8:01	吉貴橋	9:47	内日河原(着)	11:32	内日河原(着)	14:05
檜崎	8:02	檜崎	9:48	内日河原(発)	11:35	内日河原(発)	14:08
台	8:03	台	9:49	宮の前	11:37	梅本	14:10
宮の馬場	8:04	宮の馬場	9:50	植田口	11:39	稲野	14:11
植松	8:05	植松	9:51	行政	11:40	寺秋町民館	14:14
JA菊川町支所	8:06	JA菊川町支所	9:52	日新公民館	11:41	木村商会前	14:15
きくがわ温泉	8:08	きくがわ温泉	9:54	門前	11:42	日新公民館	14:17
青柳内科医院	8:09	青柳内科医院	9:55	通り場山	11:43	門前	14:18
岡枝北	8:10	岡枝北	9:56	吉貴橋	11:46	通り場山	14:19
岡枝南	8:11	岡枝南	9:57	檜崎	11:47	吉貴橋	14:22
上市	8:12	上市	9:58	台	11:49	快友寺前	14:23
田部(旧道)	8:13	田部(旧道)	9:59	竜王	11:51	竜王公会堂	14:25
あめやまクリニック	8:14	あめやまクリニック	10:00	七見	11:53	七見	14:27
田部	8:16	田部	10:02	グリーン(バーグ)田地	11:56	グリーン(バーグ)田地	14:30
田部	8:17	田部	10:03	グリーンセンターと田部	11:57	グリーンセンターと田部	14:31
岡枝	8:18	岡枝	10:04	ふれあいプラザ田地	11:58	ふれあいプラザ田地	14:32
バスターミナル	8:20	バスターミナル	10:06	なごみクリニック	11:59	なごみクリニック	14:33
*第1便は土曜日は運行しない。				田部	12:01	田部	14:35
				岡枝	12:02	岡枝	14:36
				岡枝	12:03	岡枝	14:37
				菊川中学校前	12:04	菊川中学校前	14:38
				道の駅きくがわ	12:06	道の駅きくがわ	14:40
				JA菊川町支所	12:07	JA菊川町支所	14:41
				きくがわ温泉	12:09	きくがわ温泉	14:43
				青柳内科医院	12:10	青柳内科医院	14:44
				岡枝北	12:11	岡枝北	14:45
				岡枝南	12:12	岡枝南	14:46
				上市	12:13	上市	14:47
				田部(旧道)	12:14	田部(旧道)	14:48
				あめやまクリニック	12:15	あめやまクリニック	14:49
				田部	12:18	田部	14:51
				JA菊川町支所	12:18	JA菊川町支所	14:52
				岡枝	12:19	岡枝	14:53
				バスターミナル	12:21	バスターミナル	14:55
*第3便は土曜日は運行しない。							

上岡枝・貴飯循環線 (北回り)		上岡枝・貴飯循環線 (南回り)	
停留所	1便	停留所	2便
バスターミナル	7:39	バスターミナル	10:38
岡枝	7:41	岡枝	10:40
あめやまクリニック	7:42	あめやまクリニック	10:41
田部	7:43	田部	10:42
あめやまクリニック	7:45	あめやまクリニック	10:44
田部(旧道)	7:46	田部(旧道)	10:45
上市	7:47	上市	10:46
岡枝南	7:48	岡枝南	10:47
岡枝北	7:49	岡枝北	10:48
青柳内科医院	7:50	青柳内科医院	10:49
きくがわ温泉	7:51	きくがわ温泉	10:50
岡枝郵便局前	7:52	岡枝中学校前	10:52
小出	7:53	道の駅きくがわ	10:54
坂の上どろ仏前	7:55	JA菊川町支所	10:55
茶屋川公会堂	7:58	新植松	10:56
萩ヶ台公会堂	8:01	植松公会堂	10:57
自然活用村入口	8:03	岡枝小学校前	10:58
上諏訪公会堂	8:04	台	11:02
貴飯口	8:05	檜崎	11:03
新藤内畑	8:07	岡田	11:05
寺門前	8:08	中の田	11:06
大迫名水	8:09	中の田公会堂	11:07
大藤公会堂	8:11	下貴飯	11:09
大藤	8:12	印内公会堂	11:10
大藤公会堂	8:13	藤内畑	11:12
藤内畑	8:16	大迫名水	11:14
印内公会堂	8:18	大藤公会堂	11:16
下貴飯	8:19	大藤	11:17
中の田公会堂	8:21	大藤公会堂	11:18
中の田	8:22	寺門前	11:20
岡田	8:23	新藤内畑	11:21
檜崎	8:25	貴飯口	11:23
台	8:26	上諏訪公会堂	11:24
岡枝小学校前	8:30	自然活用村入口	11:25
植松公会堂	8:31	萩ヶ台公会堂	11:27
新植松	8:32	茶屋川公会堂	11:30
JA菊川町支所	8:33	坂の上どろ仏前	11:33
菊川中学校前	8:35	小出	11:35
道の駅きくがわ	8:37	岡枝郵便局前	11:36
きくがわ温泉	8:39	きくがわ温泉	11:37
青柳内科医院	8:40	青柳内科医院	11:38
岡枝北	8:41	岡枝北	11:39
岡枝南	8:42	岡枝南	11:40
上市	8:43	上市	11:41
田部(旧道)	8:44	田部(旧道)	11:42
あめやまクリニック	8:45	あめやまクリニック	11:43
田部	8:47	田部	11:45
田部	8:48	田部	11:46
岡枝	8:49	岡枝	11:47
バスターミナル	8:51	バスターミナル	11:49

柵ノ木・保木線(予約バス)		受付電話番号	
		(受付時間:8:30~17:00)	
		下関市内の固定電話・公衆電話からは	
		0120-874-302	
		下関市外・携帯電話・PHSからは	
		083-287-4312	

出発標準時刻 7:00 8:30 11:30 15:00
柵ノ木出発参考時刻 7:30 9:30 12:30 16:00
予約締切時刻 前日 当日 当日 当日
17:00 7:30 10:30 14:00
*第4便は土曜日は運行しない。
※柵ノ木・保木線は予約制の運行となっています。利用を希望される方は、予約締切時刻までに必ず予約してください。予約が無い場合は運行いたしませんのでご注意ください。なお、豊東小学校登校日に限り、1便の予約を当日午前6時45分まで受付いたします。

大野循環線	
停留所	1便
バスターミナル	8:54
岡枝	8:56
あめやまクリニック	8:57
田部	8:58
あめやまクリニック	9:00
田部(旧道)	9:01
上市	9:02
岡枝南	9:03
岡枝北	9:04
青柳内科医院	9:05
きくがわ温泉	9:06
岡枝	9:08
田部	9:09
あめやまクリニック	9:10
夢田地前	9:14
豊東小学校前	9:15
里	9:17
小路	9:19
山下建設前	9:22
下大野	9:24
平田	9:26
豊東小学校前	9:28
夢田地前	9:29
あめやまクリニック	9:31
田部	9:33
あめやまクリニック	9:34
岡枝	9:35
菊川中学校前	9:37
道の駅きくがわ	9:39
きくがわ温泉	9:41
青柳内科医院	9:42
岡枝北	9:43
岡枝南	9:44
上市	9:45
田部(旧道)	9:46
あめやまクリニック	9:47
田部	9:49
あめやまクリニック	9:50
岡枝	9:51
バスターミナル	9:53

*大野循環線第2便は、土曜、日、1月1日～1月7日、3月27日～4月7日、7月21日～8月23日、12月25日～12月31日の期間は運行しない。

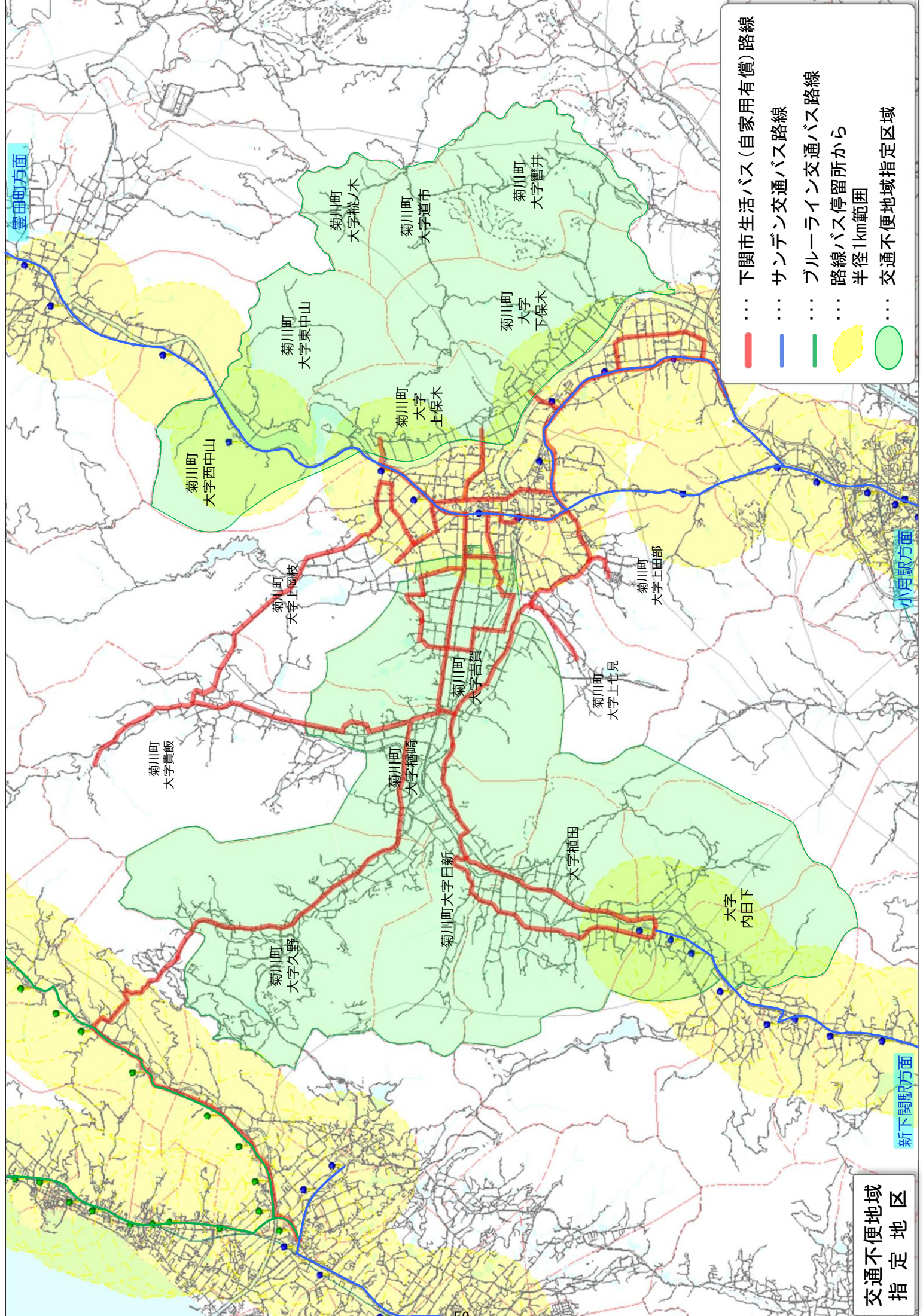
吉賀・上田部循環線 (右回り)		吉賀・上田部循環線 (左回り)	
停留所	1便	停留所	2便
バスターミナル	6:41	バスターミナル	9:02
岡枝	6:43	岡枝	9:04
田部	6:44	田部	9:05
あめやまクリニック	6:45	あめやまクリニック	9:06
田部(旧道)	6:48	田部(旧道)	9:09
上市	6:49	上市	9:10
岡枝南	6:50	岡枝南	9:11
岡枝北	6:51	岡枝北	9:12
青柳内科医院	6:52	青柳内科医院	9:13
きくがわ温泉	6:53	きくがわ温泉	9:14
岡枝	6:55	JA菊川町支所	9:16
田部	6:56	沖台	9:18
田部	6:57	竜王	9:20
なごみクリニック	6:59	台下	9:22
ふれあいプラザ田地	7:00	台	9:23
グリーンセンターと田部	7:01	檜崎	9:25
グリーンセンターと田部	7:02	長州酒造前	9:26
法輪寺前	7:03	快友寺前	9:27
七見	7:05	竜王公会堂	9:29
竜王公会堂	7:07	法輪寺前	9:32
快友寺前	7:08	七見	9:34
長州酒造前	7:09	グリーンセンターと田部	9:37
檜崎	7:10	グリーンセンターと田部	9:38
台	7:12	ふれあいプラザ田地	9:39
台下	7:13	なごみクリニック	9:40
竜王	7:15	田部	9:42
沖台	7:17	岡枝	9:43
菊川中学校前	7:19	岡枝	9:44
道の駅きくがわ	7:21	道の駅きくがわ	9:45
きくがわ温泉	7:23	きくがわ温泉	9:47
青柳内科医院	7:24	青柳内科医院	9:48
岡枝北	7:25	岡枝北	9:49
岡枝南	7:26	岡枝南	9:50
上市	7:27	上市	9:51
田部(旧道)	7:28	田部(旧道)	9:52
あめやまクリニック	7:29	あめやまクリニック	9:53
田部	7:31	田部	9:55
田部	7:32	田部	9:56
岡枝	7:33	岡枝	9:57
バスターミナル	7:35	バスターミナル	9:59

お得な回数券を、バスターミナル、生活バス車内、菊川総合支所地域政策課で販売しています。
50円券×11枚入 5,000円
100円券×11枚入 10,000円

生活バスの路線図・時刻表はこちら(下関市ホームページ)からご確認ください。



菊川・豊浦線 (川棚行き)	
停留所	1便
バスターミナル	7:11
岡枝	7:13
あめやまクリニック	7:14
田部	7:15
あめやまクリニック	7:17
田部(旧道)	7:18
上市	7:19
岡枝南	7:20
岡枝北	7:21
青柳内科医院	7:22
きくがわ温泉	7:23
JA菊川町支所	7:25
道の駅きくがわ	7:27
JA菊川町支所	7:28
植松	7:28
宮の馬場	7:29
台	7:30
檜崎	7:31
岡田	7:33
檜崎小学校前	7:34
妻月	7:35
宗清	7:36
屋敷	7:37
中村	7:38
上久野	7:40
多々良	7:41
クスの森	7:43



- 下関市生活バス (自家用有償) 路線
- サンデーン交通バス路線
- ブルーライン交通バス路線
- 路線バス停留所から半径1km範囲
- 交通不便地域指定区域

交通不便地域
指定区域

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	下関市
-------	-----

(単位:人)

	人 口
人口集中地区以外	167,629
交通不便地域等	30,880

交通不便地域等の内訳

人 口	対象地区	根拠法
25,065	旧豊田町全域・旧豊北町全域・旧豊浦町全域（ただし、山村振興法の地区は除く）	過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域
3,677	旧豊田町（西市町、殿居村） 旧豊北町（田耕村・宇賀村）	山村振興法に基づく振興山村地域
156	六連島・蓋井島	離島振興法
1,982	内日・菊川町	局長指定

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
下関市地域公共交通網形成計画	平成 30年 3月 30日	

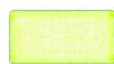
(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）の別表7（ハ②（1））に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7（ハ②（2）（実施要領の2.（1）⑪））に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計（重複する場合を除く）を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7（ハ②（1））に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定（乗用）」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。（ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可）

過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域
及び、山村振興法に基づく振興山村地域



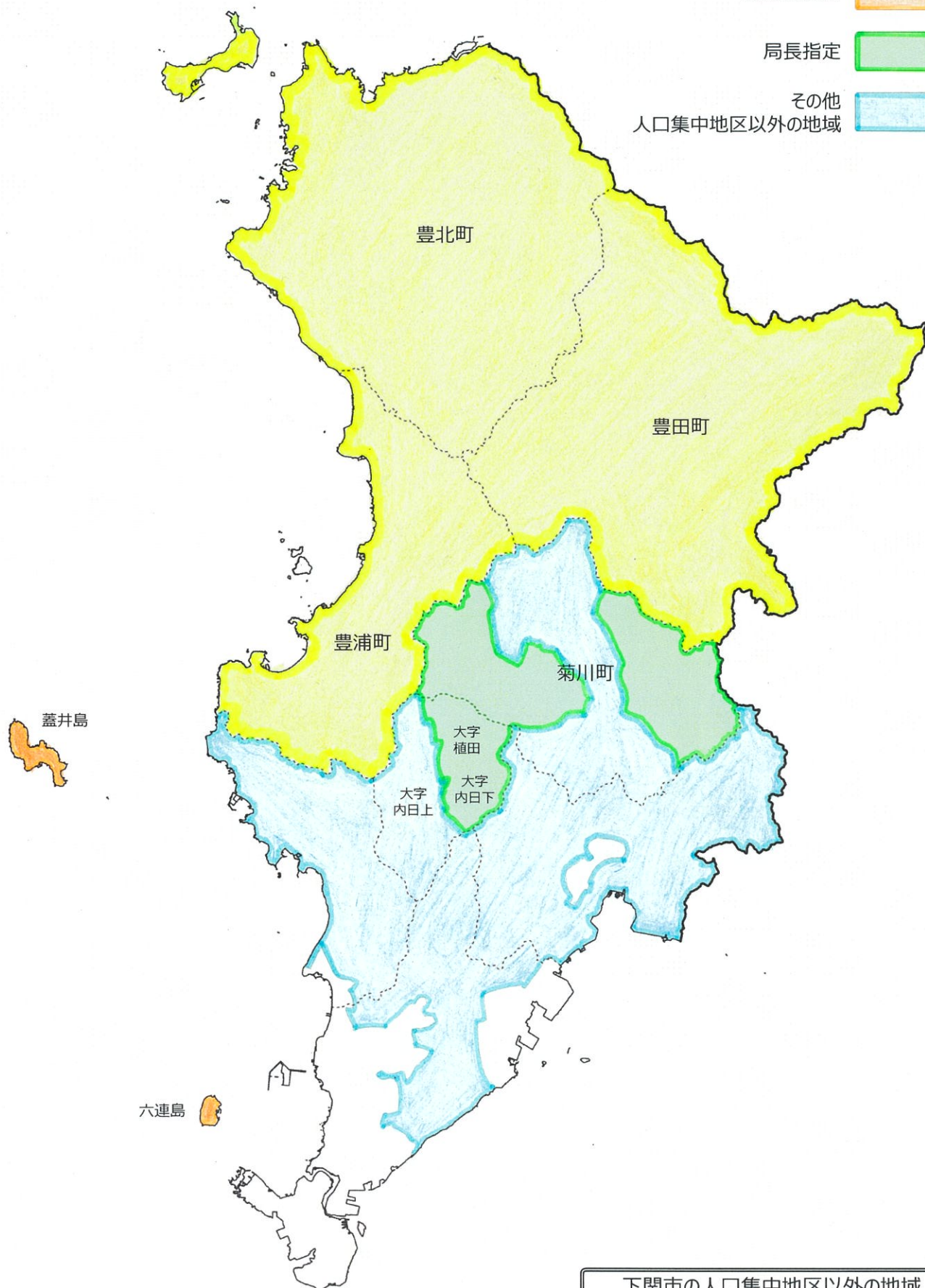
離島振興法



局長指定



その他
人口集中地区以外の地域



下関市の人口集中地区以外の地域
及び交通不便地域

法定協議会構成員	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）	黄色のセル欄に該当の者の名称を記入
	第6条第2項 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。 一 地域公共交通計画を作成しようとする 地方公共団体 二 関係する 公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者 その他地域公共交通計画に定めようとする 事業を実施すると見込まれる者 三 関係する 公安委員会 四 地域公共交通の利用者、学識経験者その他の当該地方公共団体が必要と認める者	下関市 下関警察署
	地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱 (令和4年6月6日 国総地第23号 国総バ第58号 国自旅第67号 国自技環第26号) 第3条第1項 一 関係する都道府県又は市区町村 二 関係する交通事業者又は 交通施設管理者 等 三 地方運輸局 又は地方航空局 四 その他地域の生活交通の実情、その確保・維持・改善の取組に精通する者等協議会が必要と認める者	下関市 国土交通省中国運輸局山口運輸支局 下関警察署、下関市連合自治会、社会福祉協議会、下関商工会議所、下関市立大学 山口県観光スポーツ文化部
	第3条第2項 関係する 都道府県及び市区町村 【「地域間幹線系統確保維持費国庫補助金」を市町村の計画に基づいて申請する場合】	
	※ <u>関係協会（バス協会・タクシー協会等）も構成員に含めることは可能ですが、運行実施者も構成員としておく必要があります。</u> ※ <u>法定協議会の下部組織（部会・分科会等）を設け、下部組織での議論を法定協議会に報告する形式での運用も可能です。</u> ※ <u>法定協議会の下部組織を設ける場合はその旨を設置要綱にその旨を明記してください。</u>	

URL:		https://www.city.shimonoseki.lg.jp/soshiki/73/133183.html	
運 行 費 補 助	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）		記載箇所
	第5条第2項 地域公共交通計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。		
	一 地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生の推進に関する基本的な方針		3-2~3-4
	二 地域公共交通計画の区域		1-4
	三 地域公共交通計画の目標		3-2.5-2
	四 前号の目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項		4-28~4-30
	五 地域公共交通計画の達成状況の評価に関する事項		5-2.5-4
	六 計画期間		1-4
	七 前各号に掲げるもののほか、地域公共交通計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項		
	地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱		
(令和 4 年 6 月 6 日 国総地第 2 3 号 国総バ第 5 8 号 国自旅第 6 7 号 国自技環第 2 6 号)		運行費補助を受けようとする系統	
第7条第1項 陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業を行う場合は、地域公共交通計画に、当該地域公共交通計画の計画期間内における		フィード	表 1 のとおり
第17条第1項 次に掲げる事項について具体的に記載するものとする。			
一 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の地域の公共交通における位置付け・役割		追補版P 1	
二 前号を踏まえた地域公共交通確保維持事業の必要性		追補版P 6	
三 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統に係る事業及び実施主体の概要		追補版P 7	
四 地域公共交通計画の区域内全体における地域旅客運送サービスの利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法		5-2~5-3	
車 両 補 助	第3節 車両減価償却費等国庫補助金		—
	第4節 公有民営方式車両購入費国庫補助金		—
	第5節 貨客混載導入経費国庫補助金		—
	※車両補助の活用を見込む場合は、その旨も計画への記載が必要です。		

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)				関連市町村との調整	記載箇所
			起点	経由地	終点		運行態様の別	基準ハで該当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件 (別表7のみ)		
下関市	下関市	(1) 奎路子線		下奎路子 下八道 鹿子・豊田			区域	②-(1)	乗り継ぎに配慮したダイヤ ：脱居ほから停留所 ・フルーライン交通(海部線) ・サンデン交通(下関・豊田線、仙崎線)	③		追補版P7
		(2) 一の俣線		一ノ俣 上坪石 秋葉・稲見			区域	②-(1)	乗り継ぎに配慮したダイヤ ：荒木通兼ほか8停留所 ・フルーライン交通(海部線) ・サンデン交通(下関・豊田線、仙崎線)	③		追補版P7
		(3) 今出線		今出 台			区域	②-(1)	乗り継ぎに配慮したダイヤ ：石柱坂口ほか6停留所 ・サンデン交通 (下仙崎線、下関・豊田線、仙崎線)	③		追補版P7
		(4) 一の瀬線		日高線			区域	②-(1)	乗り継ぎに配慮したダイヤ ：阿座山口ほか6停留所 ・サンデン交通(下関・豊田線、仙崎線)	③		追補版P7
		(5) 縦ノ木・保木線		中山 保木 豊井			区域	②-(2)	乗り継ぎに配慮したダイヤ ：間株、田部停留所 ・サンデン交通(下関・豊田線、仙崎線)	③		追補版P7
		(6) 内日・田部循環線	バス ターミナル	吉賀・穂崎 日新・穂田 内日下	バス ターミナル		路線定期	②-(2)	乗り継ぎに配慮したダイヤ ：内日所原停留所、間株、田部停留所 ・サンデン交通 (新下関線、下関・豊田線、仙崎線)	③		追補版P7
		(7)										
		(8)										
		(9)										

(注)

運送予定者が協議会構成員になっているか確認ください。

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
5. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークなどのように接続を確保するかについて記載すること。
6. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
7. 補助を受けようとする地域内フィーダー系統が複数の市町に跨る場合、関連する自治体との調整状況を記載すること。